

次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（素案）

（総論部分）

目次

1. 2030年の社会と子供たちの未来

- (1) 新しい時代と「社会に開かれた教育課程」 1
- (2) これまでの学習指導要領改訂の理念と子供たちの現状 6
- (3) 次期改訂に向けた課題 10

2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

- (1) 「社会に開かれた教育課程」を実現する、新しい学習指導要領等の在り方 . . . 13
- (2) 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現 14
- (3) 新しい学習指導要領等の考え方を共有するための、総則の抜本的改善 17

3. 育成すべき資質・能力について ー何ができるようになるかー

- (1) 育成すべき資質・能力についての基本的な考え方 18
- (2) 資質・能力に共通する要素である三つの柱 19
- (3) 教科等を学ぶ意義の明確化 23
- (4) 教科等を越えたすべての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力 . . . 26
- (5) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 31
- (6) 発達の段階や成長過程のつながり 35

4. 各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点を踏まえた教育課程の編成 ー何を学ぶかー

. 35

5. 各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実 ーどのように学ぶかー

. 37

6. 幼児児童生徒の発達を踏まえた指導 ー子供の発達をどのように支援するかー

. 41

7. 学習評価の充実 ー何が身に付いたかー

..... 49

8. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策 ー実施するために何が必要かー

..... 52

9. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

①幼児教育	59
②小学校	68
③中学校	79
④高等学校	82
⑤特別支援学校	91
⑥学校段階間の接続	98

1. 2030年の社会と子供たちの未来

本「審議のまとめ」は、2030年の社会と、そして更にその先の豊かな未来を築くために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すことを意図している。

グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつある。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面していることは明らかである。

そこで本「審議のまとめ」は、学校を、変化する社会の中に位置付け、教職員間、学校段階間、学校と社会との間の相互連携を促すため、初等中等教育の総体的な姿を描くことを目指すものである。

こうした姿の中で、学校における教育活動の中核となる教育課程や、その基準となる学習指導要領及び幼稚園教育要領（以下「学習指導要領等」という。）に、新たな役割が期待されている。これからの学習指導要領等は、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容、学び方の見通しを示す「学びの地図」として、教科等や学校段階を越えて教育関係者間が共有したり、子供自身が学びの意義を自覚する手がかりを見出したり、家庭や地域、社会の関係者が幅広く活用したりできるものとなることが求められる。

中央教育審議会においては、平成26年11月に文部科学大臣から「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問が行われたことを受け、改訂の基本的な考え方を昨年8月に「論点整理」としてまとめた。この「論点整理」を踏まえ、各学校段階等や教科等別に設置された専門部会において、学びや知識の本質や、各教科等を学ぶ本質的な意義に立ち返り、学習や発達に関する専門的な論点についても深く議論を重ねてきた。また、並行して「論点整理」の内容を幅広く広報し、教育関係者等間の議論も促してきた。

本「審議のまとめ」においては、こうした議論の深まりも踏まえ、新しい学習指導要領が「学びの地図」として活用されるものとなるために必要な、改訂の設計図を示している。子供たちの学びの改善・充実に真摯に取り組んでいる教育関係者が、本「審議まとめ」を活用してその専門性をますます高めていくことを期待するとともに、今後改訂される学習指導要領等が、学校のみならず、社会各層に理解され共有されやすいものとして示されることを期待したい。

(1) 新しい時代と社会に開かれた教育課程

○ 将来の変化を予測することが困難な時代¹を前に、子供たちには、現在と未来に向けて、

¹ 2030年には、少子高齢化が更に進行し、65歳以上の割合は総人口の3割に達する一方、生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている（論点整理補足資料7・8ページ参照）。同年には、世界のGDPに占める日本の割合は、現在の5.8%から3.4%にまで低下するとの予測もあり、日本の国際的な存在感の低下も懸念されている（論点整理補足資料9ページ参照）。

自らの人生をどのように^{ひら}拓いていくことが求められているのか。また、自らの生涯を生き抜くために必要な力を培っていくことが問われる中、新しい時代を生きる子供たちに、学校教育は何を準備しなければならないのか。

（新しい時代にふさわしい学校文化の形成）

- 我が国の近代学校制度は、明治期に公布された学制に始まり、およそ70年を経て、昭和22年には現代学校制度の根幹を定める学校教育法が制定された²。今また、それから更に70年が経^たとうとしている。この140年間、我が国の教育は大きな成果を上げ、蓄積を積み上げてきた。この節目の時期に、これまでの蓄積を踏まえ評価しつつ、新しい時代にふさわしい学校の在り方を求め、新たな学校文化を形成していく必要がある。
- 予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要である³。
- とりわけ最近では、「第4次産業革命」ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。こうした変化は、様々な課題に新たな解決策を見だし、新たな価値を創造していく人間の活動を活性化するものであり、私たちの生活に便利さや豊かさをもたらすものになると考えられる。
- その一方で、“人工知能の進化により人間が活躍できる職業はなくなるのではないか” “今学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないか”といった不安の声もあり、それを裏付けるような未来予測も多く発表されている。教育界には、変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても、子供たちが自信を持って自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な資質・能力をしっかりと育てていくことが求められている。
- 学校教育が目指す子供たちの姿と、社会が求める人材像の関係については、長年議論が続けられてきた。現在、社会や産業の構造が変化していく中で、私たち人間に求められ

また、グローバル化や情報化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがますます難しくなっている。子供たちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響により大きく変化することになると予測されている。子供たちの65%は将来、今は存在していない職業に就く（キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）との予測や、今後10年～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い（マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授））などの予測がある。また、2045年には人工知能が人類を越える「シンギュラリティ」に到達するという指摘もある。このような中で、グローバル化、情報化、技術革新等といった変化は、どのようなキャリアを選択するかにかかわらず、すべての子供たちの生き方に影響するものであるという認識に立った検討が必要である。

² 我が国の学校教育制度の変遷については、論点整理補足資料10・11ページ参照。

³ アラン・ケイ氏（カリフォルニア大学ロサンゼルス校准教授）は、「未来を予測する最善の方法は、それを発明することだ」と述べている。

るのは、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続を効率的にこなしたりすることにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、自分なりに試行錯誤し新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということ、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

- こうした資質・能力の育成は、学校教育が長年目指してきたことでもある。これからの子供たちには、社会の加速度的な変化の中でも、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志と意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働⁴しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。学校の場合においては、子供たち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことや、そのために求められる学校の在り方を不断に探究する文化を形成していくことが、より一層重要になる。

（「学校」の意義の再確認）

- 子供たちに必要な資質・能力を育成していくため、今後の学校教育にはどのような役割が期待されるのだろうか。それを考えるためには、社会的変化を視野に入れつつ、教育の姿を総体的に描きながら、「学校」の意義についても今一度捉え直していく必要がある。
- 学校とは、社会への準備段階であると同時に、学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の人々などから構成される一つの社会でもある。子供たちは、学校も含めた社会の中で、生まれ育った環境に関わらず、また、障害の有無に関わらず、様々な人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在が認められることや、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることなどの実感を持つことができる。
- そうした実感は、子供たちにとって、人間一人一人の活動が身近な地域や社会生活に影響を与えるという認識につながり、これを積み重ねることにより、地球規模の問題にも関わり、持続可能な社会づくりを担っていこうとする意欲を持つようになることが期待できる。学校はこのようにして、社会的意識や積極性を持った子供たちを育成する場なのである。
- 子供たちが、身近な地域を含めた社会とのつながりの中で学び、自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感を持つことは、貧困などの目の前にある生活上の困難を乗り越え、貧困が貧困を生むというような負の連鎖を断ち切り未来に向けて進む

⁴ 本「論点整理」においては、従来「共同」又は「協同」を用いている固有の語を除き、よりよい地域社会づくり等の目的のために力を合わせる際などに使われる「協働」の語を用いることとしている。

希望と力を与えることにつながるものである。

- このように考えると、子供たちに、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠である。
- こうした社会とのつながりの中で学校教育を展開していくことは、我が国が社会的な課題を乗り越え、未来を切り拓いていくための大きな原動力ともなる。未曾有の大災害となった東日本大震災における困難を克服する中でも、子供たちが現実の課題と向き合いながら学び、国内外の多様な人々と協力し、被災地や日本の未来を考えていく姿が、復興に向けての大きな希望となった。人口減少下での様々な地域課題の解決に向けても、社会に開かれた学校での学びが、子供たち自身の生き方や地域貢献につながっていくとともに、地域が総がかりで子供の成長を応援し、そこで生まれる絆を地域活性化の基盤としていくという好循環をもたらすことになる⁵。ユネスコが提唱する持続可能な開発のための教育（ESD）⁶も、身近な課題について自分ができることを考え行動していくという学びが、地球規模の課題の解決の手掛かりとなるという理念に基づくものである。
- このように、学校は、今を生きる子供たちにとって、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場であるとともに、未来の社会に向けた準備段階としての場でもある。日々の豊かな生活を通して、未来の創造を目指す。そのための学校の在り方を探究し、新しい学校生活の姿と、求められる教育や授業の姿を描き、教科等の在り方を探究していく。この俯瞰的かつ総合的な視点を大切にしたいと考えている。

（人生を主体的に切り拓く「学び」の意義）

- 子供たち一人一人は、多様な可能性を持った存在であり、多様な教育ニーズを持っている。成熟社会において新たな価値を創造していくためには、一人一人が互いの異なる背景を尊重し、それぞれが多様な経験を重ねながら、様々な得意分野の能力を伸ばしていくことが、これまで以上に強く求められる。一方で、苦手な分野を克服しながら、社会で生きていくために必要となる力をバランスよく身に付けていくことも重要である。
- これは、我が国が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」において提唱されているインクルーシブ教育システム⁷の実現に向けて、一人一人の子供たちが、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことを追及することは、誰もが生

⁵ こうした具体的な取組例については、論点整理補足資料168ページ参照。

⁶ 論点整理補足資料169ページ参照。

⁷ 障害者の権利に関する条約第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

き生きと活躍できる社会を形成していくことでもある。

- また、子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」⁸の視点も重要である。学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれからの人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。
- これらの視点を重視しながら、未来に向かって成長しようとしている子供たちが、学びに関して持っている潜在的な力を、教育を通じて洗練させ、教員自らもその力を発揮し、教室や社会で共に生き生きと活躍できるようにするために、学習指導要領等の在り方を検討していかなければならない。

(社会に開かれた教育課程)

- そのためには、子供たちの学校生活の核となる教育課程について、その役割を捉え直していくことが必要である。学校が社会や地域とのつながりを意識する中で、社会の中の学校であるためには、教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要がある。学校がその教育基盤を整えるにあたり、教育課程を介して社会や世界との接点を持つことが、これからの時代においてより一層重要となる。
- 前述の通り、これからの時代を生きていくために育むべき資質・能力の在り方を、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

このような「社会に開かれた教育課程」としては、次の点が重要になる。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

- このためには、教育課程の基準となる学習指導要領等も、各学校が「社会に開かれた教

⁸ 「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育のことである。平成23年に中教審において取りまとめられた答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」に関する一層の理解と取組の充実が求められる。論点整理補足資料30～32ページ参照。

育課程」を実現していくことに資するものでなければならない。

- さらに、こうした教育課程の理念を具体化するためには、学習・指導方法や評価の在り方と一貫性を持って議論し改善していくことが必要である。本「審議のまとめ」はこうした問題意識の下、学習指導要領等の在り方に^{とど}留まらず、これからの教育の在り方全体を視野に入れて、教員の在り方や教育インフラ等についても取りまとめている。

（世界をリードする役割）

- 本「審議のまとめ」の姿勢は、上記のような総合的な視野からのカリキュラム改革を目指すものである。こうした改革は国際的な注目も集めているところであり、例えば、OECDとの間で実施された政策対話⁹の中では、学力向上を着実に図りつつ、新しい時代に求められる資質・能力の向上という次の段階に進もうとしている日本の改革が高く評価されるとともに、その政策対話等の成果をもとに、2030年の教育の在り方を国際的に議論していくための新しいプロジェクトが立ち上げられたところである¹⁰。こうした枠組みの中でも、また、本年5月に開催されたG7倉敷大臣会合などにおいても、日本の改革は、もはや諸外国へのキャッチアップではなく、世界をリードする役割を期待されている。

（日本の子供たちの学びを支え、世界の子供たちの学びを後押しする）

- 現在検討されている次期学習指導要領等は、過去のスケジュールを踏まえて実施されれば、例えば小学校では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年から、その10年後の2030年頃までの間、子供たちの学びを支える重要な役割を担うことになる。
- このように、教育の将来像を描くに当たって一つの目標となる2030年の社会の在り方を見据えながら、その先も見通した初等中等教育の在り方を示し、日本の子供たちの学びを支えるとともに、世界の子供たちの学びを後押しするものとするのが、今回の改訂に課せられた使命である。

（2）これまでの学習指導要領改訂の理念と子供たちの現状

（前回改訂までの理念）

- 学習指導要領等については、これまでも、時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等を踏まえ、数次にわたり改訂されてきた。例えば、我が国が工業化という共通の社会的目標に向けて、教育を含めた様々な社会システムを構想し構築していくことが求められる中で示された昭和33年の学習指導要領、また、高度経済成長が終焉^{しゅうえん}を迎える中で個性重視のもと新しい学力観を打ち出した平成元年の学習指導要領等など、時代や社会の変化と

⁹ これまでに、平成27年3月3日（パリで開催）と6月29日（東京で開催）の2回実施。概要については論点整理補足資料28・29ページ参照。

¹⁰ 論点整理補足資料205・206ページ参照。

ともに、学習指導要領等も改訂を重ねてきた。改訂に当たっては、時代の変化や社会の要請などの読み取りを通して、将来への展望が問われてきた¹¹。

- そこでは、学習指導要領等の成果と課題の検証を通じて、次の学習指導要領等を構築するという作業が重ねられてきており、そうした積み重ねの上に、学習指導要領等は築かれてきたのである。
- 平成20年及び平成21年に行われた前回の改訂では、教育基本法の改正により明確になった教育の目的や目標を踏まえ、子供たちの「生きる力」の育成をより一層重視する観点から見直しが行われた。
- 特に学力については、学校教育法第30条第2項に示された「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」の、いわゆる学力の三要素から構成される「確かな学力」をバランス良く育むことを目指し¹²、教育目標や内容が見直されるとともに、習得・活用・探究という学習過程の中で、学級やグループで話し合い発表し合うなどの言語活動¹³や、他者、社会、自然・環境と直接的に関わる体験活動等を重視することとされたところである。
- また、幼児教育についても、教育基本法の改正によりその基本的な考え方が明確にされ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、学校教育の一翼を担ってきており、子供の主体性を大事にしつつ、一人一人に向き合い、総合的な指導が行われてきている。

(子供たちの学力、心や体についての現状と課題)

- 学習指導要領等は、こうした理念に基づき改善・充実が図られてきた。では、実際に学習指導要領に基づく学校教育を受けている、子供たちの具体的な姿からは、どのような現状と課題を読み取ることができるだろうか。
- 子供たちの学力は、国内外の学力調査の結果によれば近年改善傾向にあり¹⁴、子供たちの学習時間は増加傾向にあるとの指摘もある。人の役に立ちたいと考える子供の割合は増加傾向¹⁵にあり、また、選挙権年齢が引き下げられてから初の選挙となった第24回参議院議員通常選挙において、18歳の投票率が20～30代の投票率を上回るなど、主体的に行動して支え合い、社会をつくっていくことへの子供たちの関心は高まってきていると

¹¹ 学習指導要領の変遷については、論点整理補足資料12ページ参照。

¹² 「学力の三要素」については、論点整理補足資料13ページ参照。

¹³ 言語活動の位置付け、成果や課題等については、論点整理補足資料14・15ページ参照。

¹⁴ 論点整理補足資料16・17ページ参照。

¹⁵ 内閣府が実施した「平成25年小学生・中学生の意識調査」によれば、「人の役に立つ人間になりたい」という項目について、「そう思う」が75.6%、「どちらかというと思う」が21.9%となっている。平成18年の前回調査に比べて増加傾向にあり、特に「そう思う」の割合は約20ポイント増加している。

見ることができる。

- 内閣府の調査によれば、子供たちの9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足している。こうした現状は、各学校において、学習指導要領に基づく真摯な取組が重ねられてきたことの成果であると考えられる。
- 一方で、我が国の子供たちについては、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘されること¹⁶や、自己肯定感や主体的に学習に取り組む態度、社会参画の意識等が国際的に見て相対的に低いこと¹⁷など、主体的に学びに向かい、学習したことを活用して、自らの人生や社会づくりにおける様々な課題の解決に生かしていくことには課題がある。
- 学習の基盤という観点からは、スマートフォンなどの普及に伴い、ICTを利用する時間は増加傾向にある一方で、子供たちが読書をしなくなる傾向にあり、子供たちが教科書の文章を読み解けていないとの調査結果もある。特に、小学校低学年における学力差はその後の学力差に大きく影響すると言われる中で、そうした学力差の背景として、語彙の量と質の違いが大きく影響していると指摘されており、言語能力の育成は前回改訂に引き続き課題となっている。
- 体力については、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、スポーツに関する科学的知見を踏まえて、「する」のみならず、「みる、支える、知る」といった多様な視点からスポーツとの関わりを考えることができるようにすることなどが課題となっている。
- 子供の健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れなどに起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギーなどの健康課題が見られる。さらに、東日本大震災や熊本地震をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子供を取り巻く安全に関する環境も変化している。こうした課題を乗り越えるためには、必要な情報を自ら収集し、意思決定や行動選択を行うことができる力を子供たち一人一人に育むことが課題となっている。
- また、子供たちが活躍する将来を見据え、一人一人が感性を豊かにして、人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう、豊かな心や人間性を育てていく観点からは、子供が自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘もある。また、本年3月に行われた道徳教育に関する学習指導要領一

¹⁶ 論点整理補足資料18～20ページ参照。

¹⁷ 論点整理補足資料22・23ページ参照。

部改訂にあたって¹⁸⁾は、多様な人々と互いを尊重し合いながら協働し、社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどうのように生きるべきかなどについて考えを深め、自らの生き方を育んでいくことなどの重要性が指摘されている。

(子供たち一人一人の成長を支え可能性を伸ばす視点の重要性)

- こうした全般的な傾向に加えて、子供の発達や学習を取り巻く個別の課題を把握し、そうした課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくこともますます重要となっている。
- 子供の貧困率が上昇傾向にある中¹⁹⁾、家庭の経済事情が、進学率や学力、子供の体験の豊かさなどに大きな影響を及ぼしていると指摘されており、学校教育が個々の家庭の経済事情を乗り越えて、子供たちに必要な力を育んでいくために有効な取組を展開していくことが、大きな課題となっている。個に応じた指導や学び直しの充実等を通じて、一人一人の学習課題に応じて、初等中等教育を通じて育むべき力を確実に身につけられるようにしていくことが求められている。
- また、特別支援教育の対象となる子供は増加傾向にあり、通常の学級において、発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍しているという調査結果もある。すべての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、子供たち一人一人の障害の状況や発達の段階に応じて、その力を伸ばしていくことが課題となっている。
- 近年では、外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍であるなどの、外国につながる子供たちも増加傾向にあり、その母語や日本語の能力も多様化している状況にある²⁰⁾。斯うした子供たちが、一人一人の日本語の能力に応じた支援を受け、学習や生活の基盤を作っていけるようにすることも課題となっている。
- 加えて、子供たちが自分のキャリア形成の見通しの中で、個性を生かして学びを深め将来の活躍につなげることができるよう、学校教育で学んだことをきっかけとして、興味や関心に応じた多様な学習機会につなげていけるようにすることも期待されているところである。

¹⁸⁾ 中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」(平成26年10月21日)参照。

¹⁹⁾ 平成25年国民生活基礎調査(厚生労働省)によれば、平成24年の子供の貧困率は16.3%であり、前回調査(平成21年)よりも0.6ポイント増加。貧困率(相対的貧困率)とは、国民の所得の世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額(中央値)の半分(貧困線)に満たない人の割合。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線に届かない人の割合を指す。

²⁰⁾ 公立学校に在籍する外国人児童生徒は37,095人であり、その約4割が日本語指導を必要としている。また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している。日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校は、全体の2割となっており、自治体の割合としては約5割に達している。

(3) 学校教育を通じて育てたい姿と、次期改訂に向けた課題

(子供たちの未来と、学校教育を通じて育てたい姿)

- これから子供たちが活躍する未来は、技術の進化や社会の変化がますます加速度的となり、直面する様々な変化を柔軟に受け止めながら、よりよい人生や社会の在り方を自ら描き、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、多くの人々と協働しながら判断し行動できるようにすることが、私たち一人一人に求められる社会になると考えられる。学校教育は、こうした未来の姿を念頭に、子供たちの現状に関わる課題に的確に対応し、自らの人生を切り拓き活躍できる子供たちを育てていくことが期待される。
- 学校教育が、教育課程に基づき何を育むことを目指すかについては、教育法令が定める教育の目的・目標等を踏まえて検討する必要がある。教育基本法に定める教育の目的を踏まえれば、育成すべき資質・能力の上位には、常に個人一人一人の「人格の完成」と、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を備えた心身ともに健康な国民の育成があるべきである
- また、教育法令に基づき初等中等教育の目指すべき理念として、「生きる力」が掲げられている。この「生きる力」とは、変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力²¹である。
- 教育基本法が目指す教育の目的や、「生きる力」の理念を踏まえつつ、子供たちが活躍する未来の在り方を見据えながら、学校教育を通じて育てたい人間の姿を描くとすれば、以下のような在り方が考えられる。
 - ・社会的・職業的に自立した人間として、郷土や我が国が育てきた伝統や文化に立脚した広い視野と深い知識を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、個性や能力を生かしながら、社会の激しい変化の中でも何が重要かを主体的に判断できる人間であること。
 - ・他者に対して自分の考え等を根拠とともに明確に説明しながら、対話や議論を通じて多様な相手の考えを理解したり自分の考え方を広げたりし、多様な人々と協働していくことができる人間であること。
 - ・社会の中で自ら問いを立て、解決方法を探索して計画を実行し、問題を解決に導き新たな価値を創造していくとともに新たな問題の発見・解決につなげていくことのできる人間であること。
- 次期学習指導要領等においては、学校教育を通じて育てることが期待されるこうした姿

²¹ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月17日）参照。

を、教育課程を通じて実現することができるようにすることが求められている。

(次期改訂に向けた課題と、資質・能力の育成)

- 前回改訂時の答申では、21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるとの認識が示された。次期改訂に向けては、こうした社会像についての認識を継承しつつ、さらにこれからは、情報化やグローバル化といった変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展する未来の在り方を先取りしながら、前回改訂の成果を受け継ぎ、さらに学校教育のよさを進化させていくことを目指すものである。
- 学校教育を通じて育てたい姿を実現する観点からは、前回改訂において重視された学力の三要素のバランスのとれた育成や、各教科等を貫く改善の視点であった言語活動や体験活動の重視等については、学力が全体として改善傾向にあるという成果を受け継ぎ、引き続き充実を図ることが重要であると考ええる。
- 一方で、子供たちの学力に関する現状からは、学習したことを活用して根拠を明確にしながらか自分の考えを述べたり、学習の結果から解釈・考察して説明したりする力には課題が指摘されており、また、学習の意義を実感し主体的な学びに結びつけていくまでには至っていない。学力の三要素をバランスよく育むという理念の一方で、思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度の育成には、まだ課題があることが伺える。
- また、言語活動の充実は、思考力・判断力・表現力等の育成に大きな効果を上げ、教科等横断的な視点を教育課程の中に作り上げたという成果が指摘されている。一方で、子供たちが教科書を読み解けなくなっているのではないかとといった調査結果からは、言語活動を通じて、どのような力を育み伸ばすのかを、より明確にして実践していくことの必要性が浮かび上がってくる。
- 学力に関するこうした課題に加えて、健やかな体や豊かな心・人間性に関する子供たちの現状や課題に対して、教育課程を通じて的確に対応していくためには、知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」という理念について、それがどのような教育を通じて、どのような力を育むことを目指しているのかを具体化し、各学校の教育課程へ、さらには、各教科等の授業への浸透が可能となるようにする必要がある。
- こうした、「生きる力」の具体化の鍵となるのが、「資質・能力」²²についての議論であ

²² 「資質」「能力」という言葉については、例えば、教育基本法第5条第2項において、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」とされている。ここで「資質」については、「教育は、先天的な資質を更に向上させることと、一定の資質を後天的に身につけさせるという両方の観点をもつものである」とされている。

なお、現行学習指導要領では、例えば総合的な学習の時間の目標として、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」とこととされている。こうしたことも踏まえ、本「審議まとめ」では、資質と能力を分けて定義せず、「資質・能力」として一体的に捉えた用語として用いることとしている。

る。「資質・能力」の在り方については、これまでも多くの提言が国内外でなされてきた。OECDにおけるキーコンピテンシーの議論や、問題発見・解決能力、21世紀型スキルなど、挙げていけば数限りないが、これらはすべて、社会において自立的に生きるために必要とされる力とは何かを具体的に特定し、学校教育の成果をそうした力の育成につなげていこうとする試みである。

- 前回改訂の検討過程においても、育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の関係についての議論が行われたが、当時はまだ資質・能力の育成と子供の発達、カリキュラムとの関係等に関する議論の蓄積が乏しく、諸般の制約により全体としては十分な成果を得るには至らなかった。
- 現行の学習指導要領で、各教科等を貫く改善の視点として言語活動の充実を掲げた点などに議論の成果の一端が盛り込まれ、教科等の枠を越えた具体的な展開を求めたことによって、一定の成果は得られつつある。しかしながら、「生きる力」とは何かを資質・能力として具体化し、教育目標や教育内容として明示したり、資質・能力を育むために必要な指導の在り方や、教科等間のつながりを示したりするまでには至っていない。
- したがって、現行の学習指導要領は、全体として、各教科等においてそれぞれ教えるべき内容に関する記述を中心とし、知識や技能の内容に沿って教科等ごとに体系化したものとなっている。このことが、各教科等で縦割りになりがちな状況の改善を妨げるとともに、学力についての認識が、何かを知っていることにとどまりがちであり、知っていることを活用して「何ができるようになるか」にまで発展しないこと背景にもあるのではないかと懸念される。こうした体系の中では、改訂を重ねるごとに、各教科等において教えるべき内容のみが見直され、その独自性が増していくこととなる。
- 教育課程において、各教科等において何を教えるかという内容は重要ではあるが、それのみでは、「生きる力」の具体化や浸透を図ることはできない。“この教科を学ぶことで何が身につくのか”という、各教科等を学ぶ意義を明らかにしていくことは重要であるが、一方で、これからの時代に求められる資質・能力は、情報活用能力や課題解決能力なども含め、特定の教科等だけではなく、すべての教科等のつながりの中で育まれるものである。例えば、持続可能な開発のための教育（ESD）が目指すのも、教科等を越えた教育課程全体の取組を通じて、子供たち一人一人が自然環境や資源の有限性、地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題の解決に向けて自分ができることを考え実践できるようにしていくことである。
- 重要となるのは、教科等を越えた視点で教育課程を見渡し、教育課程全体としての効果が発揮できているかどうか、教科等間の関係性を深めることでより効果を発揮できる場面がないかどうか、といった検討・改善を行っていくことである。教育課程が総体としての意義や存在感を発揮することによって、学校全体の教育活動のバランスや調和が実現され、教育課程の要素全体が相互に有機的につながって機能するようになる。
- 目指す方向は、教科等を学ぶ本質的な意義を大切にしつつ、教科等間の相互の関連を図

ることによって、それぞれ単独では生み出し得ない教育効果を得ようとする教育課程である。教科等の意義を再確認しつつ、教育課程を総体として捉えて、育むべき資質・能力を明確にし、それらを子供たちが確実に身に付けることができるよう教育課程を編成することで、「生きる力」の理念を各教科等の隅々にまで浸透させ、実現していくことが可能となる。

- このように、前回改訂の成果を受け継ぎながら、前回改訂以降に深められた資質・能力や子供の発達、カリキュラムとの関係等に関する国内外の議論の蓄積を集約し、次期学習指導要領等が役割を担うこととなる2030年頃やその先の変化を見通しながら、新しい時代に求められる資質・能力の在り方を明確にし、その確実な育成につながる学習指導要領等の在り方を示すことが求められている。そして、その考え方を各学校が十分に理解した上で教育課程を編成し、これまでの学力向上に向けた真摯な取組の成果をさらに伸ばしつつ、学校生活において子供たちが身に付ける資質・能力全体に目を向け、教育実践の工夫や改善を図っていくことができるようにすることが、次期改訂に向けた大きな課題である。
- また、学習評価については、従来は、学習指導要領の改訂を終えた後に検討を行うことが一般的であったが、資質・能力を効果的に育成するためには、教育目標・内容と学習評価とを一体的に検討することが重要である。諮問においても一体的な検討が要請されていたところであり、本「審議まとめ」において、学習評価についても考え方を整理することとしている。
- 加えて、学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策についても、諮問の要請を踏まえ、並行して諸準備が進められるよう、本「審議まとめ」について考え方を整理しているところである。

2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

(1) 「社会に開かれた教育課程」を実現する、新しい学習指導要領の在り方

- 学習指導要領等は、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、教育の目標や指導すべき内容等を体系的に示している。各学校は、学習指導要領等に基づき、その記述の意味や解釈などの詳細について説明した教科等別の解説を踏まえ、教育課程を編成し、年間指導計画等や授業等ごとの学習指導案等を作成し、実施するものと定められている。
- 今後、「社会に開かれた教育課程」を実現するという理念のもと、各学校の教育課程や、その基準となる学習指導要領等には、新たな役割が期待されている。それは、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容、学び方の見通しを示す「学びの地図」として、教科等や学校段階を越えて教育関係者間が共有したり、子供自身が学びの意義を自覚する手がかりを見出したり、家庭や地域、社会の関係者が幅広く活用したりできるものとしていくことである。こうしたことにより、教育課程を介して学校が社会

や世界との接点となり、さらには、現在と未来をつなぐ役割を果たしていくことが期待される。

- そのためには、指導すべき個別の内容事項の検討に入る前に、まずは学習する子供の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、育成すべき資質・能力を整理する必要がある。その上で、整理された資質・能力を育成するために「何を学ぶのか」という、必要な指導内容等を検討し、その内容を「どのように学ぶのか」という、子供たちの具体的な学びの姿を考えながら構成していく必要がある²³。
- このため、新しい学習指導要領等に向けた検討は、昨年8月の「論点整理」で示された基本的な考え方を基に、以下の6点を軸に改善すべき事項の議論を進めてきた。次章3.～8.において、それぞれの軸に沿って改善すべき事項をまとめている。
 - ①「何ができるようになるか」（教育目標と育成すべき資質・能力の明確化）
 - ②「何を学ぶか」（各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点を踏まえた教育課程の編成）
 - ③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
 - ④「子供の発達をどのように支援するか」（学習活動の基盤作り、キャリア教育、特別な配慮を必要とする児童への指導等）
 - ⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
 - ⑥「実施するために何が必要か」（家庭・地域との連携・協働、チーム学校等）
- こうした改善を実現するためには、総則に示す内容や各教科等の目標や内容の示し方について、大幅な見直しが必要となる。その具体的な内容については、(3)及び9.においてまとめている。

(2) 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現

- 「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちが未来の創り手となるために求められる資質・能力を育てていくためには、各学校が「カリキュラム・マネジメント」を通じて、子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」など、上記(1)①～⑥に関わる事項を組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、子供たちの姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められる。次期改訂に向けた議論は、各学校が学習指導要領等を手掛かりに、こうした「カリキュラム・マネジメント」を実現し、学校教育の改善・充実の好循環を生み出していくことを目指すものである。

(「カリキュラム・マネジメント」の重要性)

- 教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発

²³ 論点整理補足資料26ページ参照。

達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。

- 特に、今回の改訂が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのが重要な鍵となる。

（三つの側面）

- こうした「カリキュラム・マネジメント」については、これまで、教育課程の在り方を不断に見直すという下記②の側面から重視されてきているところであるが、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、これからの「カリキュラム・マネジメント」については、以下の三つの側面から捉えられる²⁴。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

（教育課程全体を通しての取組）

- これからの時代に求められる資質・能力を育むためには、各教科等の学習とともに、教科横断的な視点で学習を成り立たせていくことが課題となる。そのため、各教科等における学習の充実はもとより、教科等間のつながりを捉えた学習を進める観点から、教科等間の内容事項について、相互の関連付けや横断を図る手立てや体制を整える必要がある。
- このため、「カリキュラム・マネジメント」を通じて、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、必要な教育内容を組織的に配列し、更に必要な資源を投入する営みが重要となる。個々の教育活動を教育課程に位置付け、教育活動相互の関係を捉え、教育課程全体と

²⁴ 幼稚園等における「カリキュラム・マネジメント」の側面については、9.（1）①幼児教育の項を参照。

各教科等の内容を往還させる営みが、「カリキュラム・マネジメント」を支えることになる。

- 特に、特別活動や総合的な学習の時間の実施に当たっては、カリキュラム・マネジメントを通じて、子供たちにどのような資質・能力を育むかを明確にすることが不可欠である。

（学校全体としての取組）

- 「カリキュラム・マネジメント」については、校長又は園長を中心としつつ、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体で取り組んでいくことができるよう、学校の組織及び運営についても見直しを図る必要がある。そのためには、管理職のみならずすべての教職員がその必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。また、学習指導要領等を豊かに読み取りながら、各学校の子供たちの姿や地域の実情等と指導内容を照らし合わせ、効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも考えられる。
- 「カリキュラム・マネジメント」は、すべての教職員が参加することによって、学校の特色を構築していく営みである。各学校が地域や社会の変化を受け止めながら、学校教育目標や学校として育成を目指す資質・能力を明確にし、その実現に向けて、各教科等がどのような役割を果たせるのかという視点を持つことが重要である。
- また、「カリキュラム・マネジメント」は、管理職や教務主任のみならず、生徒指導主事や進路指導主事なども含めたすべての教職員の意識を、教育課程を軸に一本化し、すべての校務分掌の意義を、子供たちの資質・能力の育成という観点から捉え直すことにもつながる。その際、家庭・地域とも目標を共有し、学校内外の多様な教育活動が目標の実現にどのような役割を果たせるのかという視点を持つことも重要になる。
- このように、家庭・地域とも連携・協働しながら、学校全体で「カリキュラム・マネジメント」に取り組んでいくためには、園長・校長がリーダーシップを発揮し、子供や地域の実態を踏まえ、学校教育目標や学校として育成を目指す資質・能力を示し、教職員の意識や取組の方向性を共有していくことが重要であり、そのための学校のマネジメント機能の強化が必要となる。
- 高等学校においては、教科・科目選択の幅の広さを生かしながら、生徒に育成する資質・能力を明らかにし、具体的な教育課程を編成していくことが求められる。義務教育段階の学習内容の学び直しなど、生徒の多様な学習課題を踏まえながら、学校設定教科・科目を柔軟に活用していくことも求められる。

（「アクティブ・ラーニング」の視点と連動させた学校経営の展開）

- なお、後述する「アクティブ・ラーニング」は、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善に^{とど}留まるものではなく、子供たちの質の高い深い学び

を引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。また、「カリキュラム・マネジメント」は、学校の組織力を高める観点から、学校の組織及び運営について見直しを迫るものである。

- その意味において、次期改訂に向けて提起された「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」は、授業改善や組織運営の改善など、学校の全体的な改善を行うための鍵となる二つの重要な概念として位置付けられるものであり、相互の連動を図り、機能させることが大切である。教育課程を核に、授業改善及び組織運営の改善に一体的・全体的に迫ることのできる組織文化の形成を図り、「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」を連動させた学校経営の展開が、それぞれの学校や地域の実態を基に展開されることが求められる。

(教育課程の実施状況の把握)

- 教育課程を核に、教育活動や組織運営の不断の見直しを図っていくためには、子供たちの姿や地域の現状等を把握できる調査結果や各種データ等が必要となる。国、教育委員会等及び学校それぞれにおいて、学習指導要領等に基づく教育課程の実施状況を定期的に把握していくことが求められる。

(3) 新しい学習指導要領等の考え方を共有するための、総則の抜本的改善

- 「社会に開かれた教育課程」の理念を実現するため、学習指導要領は、上記(1)①～⑥の軸に沿った改善が図られることになる。後述の通り、すべての教科等において育成を目指す資質・能力が明確にされ、そうした資質・能力に基づき教育目標や指導内容の内容が組み替えられ、子供たちに必要な学習過程の在り方が整理されることになる。また、教科等横断的に育むべき資質・能力や、学校段階間のつながり、初等中等教育全体を通じて育成すべき資質・能力の在り方なども明確にされていく。
- 学習指導要領等が変わるということは、授業が変わり、教材が変わるということでもある。新しい学習指導要領が目指すのは、子供たちが「何ができるようになるか」を重視するという視線で、指導や教材が改善されていくことである。
- そのためには、多くの点にわたる新しい学習指導要領の考え方が、教職員や関係者にわかりやすく共有されることが必要である。学習指導要領には、教育課程に関する基本的な事項を示す要として「総則」の章があるが、これまでの役割は、各教科等において何を教えるかということを中心に、主に授業時間の取扱いについての考え方や、各教科等の指導に共通する留意事項を示すことに限られていた。
- 新しい学習指導要領等においては、この総則の位置づけを抜本的に見直し、上記(1)①～⑥の軸に沿った章立てとして組み替え、新しい時代に求められる資質・能力の在り方やアクティブ・ラーニングの視点も含め、必要な事項が「カリキュラム・マネジメント」の手順を追ってわかりやすくなるように整理することとする。

- これにより、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて、新しい教育課程の考え方について理解を深めることができるようにし、また、日常的に総則を参照することにより、各学校における「カリキュラム・マネジメント」を軸とした学校教育の改善・充実を実現しやすくするものである。

3. 育成すべき資質・能力について ー何ができるようになるかー

(1) 育成すべき資質・能力についての基本的な考え方

(資質・能力の様々な捉え方と、資質・能力に基づく教育課程の構造化)

- 育成すべき資質・能力とは何かについては、国内外で多くの議論が展開されてきた。そうした議論における資質・能力についての考え方を分析してみると、以下の4つに大別できる。
 - ①例えば国語力、数学力のように、伝統的な教科等の枠組みを踏まえながら、社会の中で活用できる力としての在り方について論じているもの
 - ②例えば言語能力や情報活用能力などのように、教科等を越えたすべての学習の基盤として生まれ活用される力について論じているもの
 - ③安全で安心な社会づくりのために必要な力や、自然環境の有限性の中でよりよい社会をつくるための力などのように、今後の社会の在り方を踏まえて、子供たちが現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力の在り方について論じているもの
 - ④例えば学力の三要素やOECDにおけるカリキュラムの構成要素に関する議論、国立教育政策研究所における資質・能力の構造的把握などのように、どのような教科や諸課題に関する資質・能力にも共通し、その資質・能力を高めていくために重要となる要素に関して論じているもの
- 初等中等教育における教育課程は、学校教育を通じて育ててほしい姿に照らしながら、必要となる資質・能力を全人的に育てていくための枠組みであり、特定の教科や課題のみに焦点化した学習プログラムを提供するものではない。したがって、資質・能力の在り方については、上記4つのいずれか特定の考え方に基づいて議論するのではなく、すべてを視野に入れて必要な資質・能力がしっかりと育まれるように議論していくことが必要となる。
- これら4つの考え方を、教育課程に関する課題として捉え直すと、以下のようになる。
 - ①各教科等で学んだことが、一人一人のキャリア形成やよりよい社会づくりにどのように生かされるかを見据えながら、各教科等を学ぶ意義を明確にし、各教科等において育む資質・能力を明確にすること。
 - ②すべての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力と教科等の関係を明確にし、言語活動やICTを活用した学習活動等といった、教科等の枠を越えて共通に行う学習活

動を重視し、教育課程全体を見渡したカリキュラム・マネジメントを通じて確実に育んでいくこと。

③現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力と教科等の関係を明確にし、どの教科におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡したカリキュラム・マネジメントを通じて確実に育んでいくこと。

④どのような教科や諸課題に関する資質・能力にも共通し、その資質・能力を高めていくために重要となる要素とは何かを明らかにし、その要素を基に教科等と教育課程総体の関係や、教育課程に基づく教育と資質・能力の育成の間をつなぎ、求められる資質・能力を確実に育んでいくこと。

○ これらの課題に応じて教育課程を見直し、教科等と教育課程総体のつながりや、教育課程と資質・能力の関係を明らかにし、子供に必要な資質・能力の育成が保証できる構造に改善していこうとするのが、今回「教育課程の構造化」という呼び方で、教科等の枠を越えて議論を進めてきたものである。この「教育課程の構造化」が目指すのは、一言で言えば、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」とは何かを資質・能力として具体化し、そうした資質・能力を確実に育めるような教育課程の構造の在り方を示すことである。

○ この中でも特に、④の課題に答えることは、①～③すべてに共通する資質・能力の要素を明確にし、それらを教育課程の中で計画的に整理し、体系的に育んでいくことを可能とするものである。資質・能力に共通する要素は、教科等や直面する課題の分野を越えて共通に、新しい教育課程を支える重要な骨組みとして機能することになる。まずは、この④に関する考え方を整理しておきたい。

(2) 資質・能力に共通する要素である三つの柱

○ どのような教科や諸課題に関する資質・能力にも共通し、その資質・能力を高めていくために重要となる要素とは何か。海外の事例や、カリキュラムに関する先行研究等に関する分析²⁵によれば、育成すべき資質・能力の要素については、知識に関するもの、スキルに関するもの、情意（人間性など）に関するものの三つに大きく分類されている。

上記の三要素を、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）に照らし合わせると、これらの考え方は大きく共通するものであることがわかる。

○ これら三要素を議論の出発点としながら、学習する子供の視点に立ち、育成すべき資質・能力の要素について議論を重ねてきた結果、以下の資質・能力の三つの柱（以下「三つの柱」という。）として整理した²⁶。この資質・能力の三つの柱は、2030年に向けた

²⁵ 資質・能力に関する分析等については、論点整理補足資料165～167ページ、173ページ、177～188ページなどを参照。

²⁶ 論点整理補足資料27ページ参照。

教育の在り方に関するOECDにおける理念的枠組みや、本年5月に開催されたG7倉敷教育大臣会合における共同宣言に盛り込まれるなど、国際的にも共有されているところである。

①「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」

各教科等において習得する知識や技能であり、身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。個別の事実的な知識のみを指すものではなく、社会の中で生きて働く知識（新しい知識が、後述する「主体的・対話的で深い学び」を通じて、既に持っている知識や経験と新しい知識と結びつけられ、様々な場面で活用できるものとして習得された、いわゆる「概念的な知識」と呼ばれるもの）を含むもの²⁷である。

例えば、“何年にこうした出来事が起きた”という歴史上の事実的な知識は、“その出来事はなぜおこったのか”や“その出来事がどのような影響を及ぼしたのか”を追究する学習の過程を通じて、当時の社会や現代に持つ意味などを含めた、生きて働く知識として習得されていく。基礎的・基本的な知識を着実に習得しながら、既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、学習内容の深い理解と、知識・技能の定着を図るとともに、社会の様々な場面で活用できる知識として身に付けていくことが重要である²⁸。

技能についても同様に、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず、獲得した個別の技能が自分の経験や他の技能と関連付けられ、変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・熟達していくということが重要である。例えば、走り幅跳びにおける走る・跳ぶ・着地するなど種目特有の基本的な技能は、それらを段階的に習得してつなげるようにするのみならず、類似の動きへの変換や他種目の動きにつなげることができるような気付きを促すことにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフの中で主体的に活用できる習熟した技能として習得されることになる。

こうした視点に立てば、長期的な視野で学習を組み立てていくことが極めて重要となる。知識や技能は、思考・判断・表現を通じて獲得されたり、その過程で活用されたりするものであり、また、社会との関わりや人生の見通しの基盤ともなる。このように、資質・能力の三つの柱は相互に関係し合いながら育成されるものであり、資質・能力の

²⁷ 知識の次元や階層性、構造などに関する研究例については、論点整理補足資料191ページ、197・198ページ、203ページなどを参照。前回改訂においても、「生命やエネルギー、民主主義や法の支配といった各教科の基本的な概念などの理解は、これらの概念等に関する個々の知識を体系化することを可能とし、知識・技能を活用する活動にとって重要な意味をもつものであり、教育内容として重視すべきものとして、適切に位置付けていく必要がある」とされたところ（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月中央教育審議会））。

²⁸ 子供一人一人の知識や経験と結びついて、自分なりに活用できるようになることが重要であるが、学習者が知識としての客観性や系統性を無視して、無関係の知識や経験と結びつけて誤った理解をしたままとならないよう、教員が学習過程に関わることにより、歴史的に積み上げられた知識としての客観性も保たれたものとする必要がある。

育成は知識の質や量に支えられていることに留意が必要である²⁹。

こうした学びや知識等に関する考え方は、芸術やスポーツ等の分野についても当てはまるものであり、これらの分野における知識とは何かということも含めて整理している（下記9．参照）

②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」

将来の予測が困難な社会の中でも、未来を切り拓いていくために必要な思考力・判断力・表現力等である。思考・判断・表現の過程には、大きく分類して以下の3つがあると考えられる。

- ・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の問題発見・解決につなげていくプロセス
- ・精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的・場面・状況に応じて伝え合ったり、対話や議論を通じて互いの多様な考え方の共通点や相違点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、集団としての考えを形成したりしていくプロセス
- ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していくプロセス

こうしたプロセスの中で、以下のような思考・判断・表現を行うことができることが重要である。

- ・新たな情報と既存の知識を適切に組み合わせ、それらを活用しながら問題を解決したり、考えを形成したり、新たな価値を創造していくために必要となる思考。
- ・必要な情報を選択し、解決の方向性や方法を比較・選択し、結論を決定していくために必要な判断や意思決定。
- ・伝える相手や状況に応じた表現。

③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

上記の①及び②の資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、以下のような情意や態度等に関わるものが含まれる。

- ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考のプロセス等を客観的に捉える力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。一人一人が幸福な人生を自ら創り出していくためには、情意面や態度面について、自己の感情や行動を統制する力や、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育むことが重要である。こうした力は、将来の社会不適応を予防し保

²⁹ 教育課程の考え方については、ともすれば、学ぶべき知識を系統的に整理した内容（コンテンツ）じゅうしか、資質・能力（コンピテンシー）重視かという議論がなされがちであるが、は相互に関係しあうものであり、資質・能力の育成のためには知識の質や量も重要となる。

護要因³⁰を高め、社会を生き抜く力につながる。

- ・多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性等に関するもの。

- この資質・能力の三つの柱は、下記（3）において述べる各教科等において育む資質・能力や、（4）の教科等を越えたすべての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力、（5）の現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力のすべてに共通する要素である。新しい教育課程が、教科等と教育課程総体の関係や、教育課程に基づく教育と資質・能力の育成の間をつなぎ、求められる資質・能力を確実に育むことができるよう、育成すべき資質・能力はこの三つの柱で整理するとともに、教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図ることとする。
- 教育課程には、発達に応じて、これら三つをそれぞれバランスよくふくませながら、子供たちが大きく成長していけるようにする役割が期待されている。各学校においては、この資質・能力の三つの柱に基づき再整理された学習指導要領等を手掛かりに、「カリキュラム・マネジメント」の中で、学校教育目標や学校として育成を目指す資質・能力の明確化を図ることが重要である。特に「学びに向かう力・人間性等」については、各学校が子供の姿や地域の実情を踏まえて明確化していくことが求められる。
- その際、子供一人一人の個性に応じた資質・能力をどのように高めていくかという視点も重要になる。その点については、「子供の発達をどのように支援するか」という軸に沿って、下記6.において重要な点をまとめている。

（初等中等教育全体や、各学校段階を通じて育成すべき資質・能力）

- この三つの柱が、すべての資質・能力に共通する要素であることを踏まえれば、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」や「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力や各学校段階の終わりまでに身につけておくべき力について、資質・能力の三つの柱で明確にすることにより、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に組織していけるようにすることも重要である。
- これにより、各教科等で学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえつつ、各学校・学年段階で学ぶべき内容を見直すなど、発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを行き来しながら、教育課程の全体像を構築していくことが可能となる。

³⁰ 社会不適応を起こす可能性を予防するもの。自己の感情や行動を統制する能力や、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を獲得することや、生徒と教員、生徒同士のつながりなどが保護要因に当たるものとされる。

- こうした三つの柱に基づく資質・能力の全体像の示し方としては、以下のようなイメージが考えられる。今後、こうした資質・能力を学校段階別に整理して総則に明示することにより、各学校等がこれらを基にしながら、自校の教育目標や育成すべき資質・能力を明確にしていけるようにすることが求められる。

教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目的及び目標を実現し、子供たちに生きる力を育むため、各教科等の特質に応じた見方・考え方（後述）を働かせた学習過程を通じて、各学校段階において求められる次のような資質・能力を育成すること。

- ① 発達の段階に応じた生活の範囲や領域に関わる物事について理解し、生活や学習に必要な技能を身に付けるようにする。
 - ② 情報を捉えて多面的・多角的に精査したり、問題を見だし他者と協働しながら解決したり、自分の考えを形成し伝え合ったり、思いや考えを基に創造したりするために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する。
 - ③ 伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、感性を豊かに働かせながら、よりよい社会や人生の在り方について考え、学んだことを主体的に生かしながら、多様な人々と協働して新たな価値を創造していこうとする学びに向かう力や人間性を涵養する。
- ①でいう「物事」については、様々な領域に関わる事物、現象、営為等（自然の事物・現象や社会的事象、衣食住などの生活に関わる事象、数学化されたり言語化されたりイメージ化されたりした事象、身体の動き、人間や社会の在り方、心と体の関わり、道徳的価値等に関する知識）や、知識の構造化を支えるもの（言語の働きや非言語的表現の働き、情報活用に関する知識など）、各領域における人間の営みの社会的・文化的価値（言語文化、芸術やスポーツ、科学、学習等の意義や価値）等が含まれるものと考えられる。
 - また、③については、これからの社会の在り方を考えれば、一人一人が人間としての強みを生かしながら可能性を最大限に発揮していけるようにすることや、E S Dの重要性を踏まえ、自然環境や資源の有限性、地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題の解決に向けて自分ができることを考え実践できるようにすることなどが重要である。感性を豊かに働かせながら、よりよい社会や人生の在り方について考え、学んだことをそうした社会や人生の在り方に生かそうとしたり、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、様々な考えを受け止めながら自分の考えを形成し、多様な人々と協働しながら実現していこうとすることなどが求められる。
 - 幼稚園教育要領においては、幼稚園教育におけるねらいや内容を「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の領域別に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導することとされている。こうした幼児教育の特性を大事にしつつ、幼児期において育みたい資質・能力を明確にし、幼児教育と小学校の各教科等における教育との接続の充実や関係性の整理を図る必要がある。

（3）教科等を学ぶ意義の明確化

(各教科等において育まれる資質・能力)

- 育成すべき資質・能力と教育課程の関係を整理するには、教育課程を構成する各教科等をなぜ学ぶのか、それを通じてどういった力が身に付くのかという、教科等の本質的な意義に立ち返って検討する必要がある。
- 教科等における学習は、知識・技能のみならず、それぞれの体系に応じた思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等を、それぞれの教科等の文脈に応じて育む役割を有している。
- 例えば、思考力は、国語や外国語において様々な資料から必要な情報を整理して自分の考えをまとめる過程や、社会科において社会的な事象から見いだした課題や多様な考え方を多面的・多角的に考察して自分の考えをまとめていく過程、数学において事象を数学的に捉えて問題を設定し、解決の構想を立てて考察していく過程、理科において自然の事象を目的意識を持って観察・実験し、科学的に探究する過程、音楽や美術において自分の意図や発想に基づき表現を工夫していく過程、保健体育において自己や仲間の運動課題や健康課題に気づき、その解決策を考える過程、技術・家庭科において生活の課題を見だし、最適な解決策を追究する過程、道徳において人間としての生き方についての考えを深める過程などを通じて育まれていく³¹。これらの思考力を基盤に判断力や表現力等も同様に、各教科等の中でその内容に応じ育まれる。
- 学びに向かう力・人間性等についても同様であり、各教科等を通じて育まれた社会観や自然観、人間観などは、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」を決定する構成要素となっていく。
- このように、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等は、各教科等の文脈の中で指導される内容事項と関連付けられながら育まれていく。ただし、各教科等で育まれた力を、当該教科における文脈以外の、実社会の様々な場面で活用できる汎用的な能力に更に育てていくためには、総体的観点からの教育課程の構造上の工夫が必要になってくる。まさにその工夫が、各教科等間の内容事項についての相互の関連付けや、教科横断的な学びを行う「総合的な学習の時間」や社会参画につながる取組などを行う「特別活動」、高等学校の専門学科における「課題研究」の設定などに当たる。
- このような資質・能力と各教科等との関係を踏まえれば、学習指導要領の全体構造を示していくに当たっては、教育課程全体でどのような資質・能力を育成していくのかという観点から、各教科等の在り方や、各教科等において育成する資質・能力を明確化し、この力はこの教科等においてこそ身に付くのだといった、各教科等を学ぶ本質的な意義を捉え直していくことが重要である。そして、各教科等で育成される資質・能力の間の関連付けや内容の体系化を図り、資質・能力の全体像を整理していくことが同じく重要であり、教

³¹ 中学校の教科構成を基に例示。

育課程の全体構造と各教科等を往還的に整理していく必要がある³²。

- 次期改訂に向けては、すべての教科等において、資質・能力の三つの柱に基づく教育目標や指導内容の再構成を進めることとし、議論を重ねてきた。その成果が、9.においてまとめられている各教科等の改善の方向性である
- 幼稚園教育要領においては、幼稚園教育におけるねらいや内容を「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の領域別に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導することとされている。こうした幼児教育の特性を大事にしつつ、幼児期において育みたい資質・能力を明確にし、幼児教育と小学校の各教科等における教育との接続の充実や関係性の整理を図る必要がある。

(各教科等の特質に応じた「見方・考え方」)

- 子供たちが各教科等の学習を深めていく過程の中で、“どのような視点で物事を捉え、どのように思考していくのか”という、物事を捉える視点や思考の枠組みも鍛えられていく。例えば算数・数学科においては、事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること、国語科においては、言葉の意味、働き、使い方等に着目して、対象と言葉、言葉と言葉の関係を捉え、その関係性を問い直して意味付けることなどである。
- こうした「見方・考え方」は、各教科等の学習の中で活用されるだけでなく、大人になって生活していくにあたって重要な働きをするものとなる。私達が社会生活の中で、データを見ながら考えたり、アイデアを言葉で表現したりする時には、学校教育を通じて身に付けた数学的な見方・考え方や、言葉による見方・考え方が活用されている。いわば、頭の中の工具箱にある「見方・考え方」を活用しながら、世の中の様々な物事を理解し思考し、よりよい社会や自らの人生を創り出していると考えられる。
- この「見方・考え方」を支えているのは、各教科等の学習を通じて身につけた知識や思考の方法等である。知識が豊かになれば見方も豊かになり、思考力が深まれば考え方も深くなる。いわば、資質・能力の要素が、学習や生活の場面で道具として活用されているのが「見方・考え方」であり、「見方・考え方」は資質・能力の要素の手段的な側面であるとも言えよう。
- また、「見方・考え方」は、知識・技能を構造化して身に付けたり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものである。「見方・考え方」を働かせた学びを通じて、資質・能力が育まれ、それによってさらに「見方・考え方」が豊かなものになる、という相関関係にある。

³² 学習指導要領等の構造化のイメージについては、論点整理補足資料110ページ参照。

- 各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすのが「見方・考え方」であり、教科等の教育と社会をつなぐものである。子供たちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせられるようにすることにこそ、教員の専門性が発揮されると考えられる。
- こうした「見方・考え方」は、学習指導要領において長年用いられてきている用語であるが、その内容については必ずしも具体的に説明されてはこなかった。次期改訂に向けては、これまで述べたような観点から「見方・考え方」を改めて定義し、それを軸とした授業改善の取組を活性化しようとするものである。この背景には、現行の学習指導要領において言語活動の充実が盛り込まれ、すべての教科等で共通の視点からの授業改善が図られる中で、同じ言語で物事を捉えて思考していくにあたって、捉え方や考え方には教科等の特質が見られ、それを各教科等で意識して磨いていくことが重要ではないか、といった具体の授業改善の成果が蓄積されてきたことなどがある。
- なお、教科の枠組と学問の体系との関係については丁寧に論じられる必要があるが、学問の領域においても、“〇〇学の学びの本質的意義”が社会とのつながりの中で議論されていることについて触れておきたい。日本学術会議は分野別に教育課程編成上の参照基準を作成しているが、その中では、各学問分野が、どのような世界の認識の仕方や世界への関与の仕方を身に付けさせようとしているのかという特性を踏まえ、分野に固有の知的訓練を通じて獲得されるが汎用的な有用性を持つ力（ジェネリックスキル）が明確化されている。こうした取組は「見方・考え方」と共通の方向性を持つものと考えられ、教育全体の質保証を支えていく役割を担うものである。
- 次期改訂が目指すのは、学習の内容と方法の両方を重視し、学習過程を質的に高めていくことである。単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしなが、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要になる。「見方・考え方」を軸としなが、幅広い授業改善の工夫が展開されていくことを期待するものである。

(4) 教科等を越えたすべての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力

- 私たちは生涯にわたって学び続け、その成果を人生や社会の在り方に反映していく。そうした学びの本質を踏まえ、学習の基盤を支えるために必要な力とは何かを教科等を越えた視点で捉え、育んでいくことが重要となる。
- 様々な情報を理解して考えを形成し、文章等により表現していくために必要な読解力は、学習の基盤となるものであり、時代を超えて常に重要なものであり、これからの時代においてもその重要性が変わることはない。スマートフォンの普及など、情報化が進展し身近に様々な情報が氾濫する社会の中で、ますます高まる読解力の重要性とは裏腹に、視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味して読み解いたりすることが少なくなっているのではないかとの指摘もある。子供たちが教科書の文章を読み解けていないのではないかとの問題提起もあるところであり、すべての学習の基盤となる言語能力の育成を重視することが求められる。

- また、急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力³³、物事を多角的・多面的に吟味し見定めていく力（いわゆる「クリティカル・シンキング」）、統計的な分析に基づき判断する力、問題を見いだし解決に向けて思考するために必要な知識やスキルなどを、各学校段階を通じて体系的に育んでいくことの重要性は高まっていると考えられる。
- さらに、体験から学び実践する力や、多様な他者と協働する力、学習を見通し振り返る力なども、学習を充実させ、社会生活で生きる資質・能力として重要である。
- まとめれば、教科等の枠を越えて、すべての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力と、それを育むために各教科等共通で重視すべき学習活動については、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 言語能力（読解力や語彙力等を含む）・・・言語活動を通じて育成
 - ・ 情報活用能力・・・言語活動や、ICTを活用した学習活動等を通じて育成
 - ・ 問題発見・解決能力・・・問題解決的な学習を通じて育成
 - ・ 体験から学び実践する力・・・体験活動を通じて育成
 - ・ 多様な他者と協働する力・・・「対話的な学び」を通じて育成
 - ・ 学習を見通し振り返る力・・・見通し振り返る学習を通じて育成
- こうした資質・能力についても、それぞれを三つの柱に沿って整理し、教科等の関係や、教科等の枠を越えて共通に重視すべき学習活動との関係を明確にし、教育課程全体を見渡したカリキュラム・マネジメントを通じて確実に育んでいくことができるようにすることが重要である。ここでは例示的に、言語能力と情報活用能力について整理するが、その他の資質・能力についても、同様の整理を行い、学習指導要領等や解説に反映させることが求められる。

①言語能力

（言語能力の育成が求められる背景）

- 育成すべき資質・能力の中でも、言語能力は、子供たちの学習や生涯にわたる生活の中で極めて重要な役割を果たすものである。
- 子供は、乳幼児期から身近な人との関わりや生活の中で言葉を獲得していき、発達段階に応じた適切な環境の中で、言語を通じて新たな情報を得たり、思考・判断・表現したり、他者と関わったりする力を獲得していく。教科書や教員の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、友達の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。

³³ 論点整理補足資料35～37ページ参照。

- このように、言葉は、学校という場において子供が行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、すべての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。したがって、言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止められる必要がある。

(育成する言語能力の明確化)

- 言語能力を構成する資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理をすると、以下のようになると考えられる。

(知識・技能)

言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、言語文化に関する理解、既有知識（教科に関する知識、一般常識、社会的規範等）に関する理解が挙げられる。

特に、「言葉の働きや役割に関する理解」は、自分が用いる言葉に対するメタ認知に関わることであり、言語能力を向上する上で重要な要素である。

(思考力・判断力・表現力等)

テキスト³⁴（情報）を理解したり、文章や発話により表現したりするための力として、情報を多角的・多面的に精査し構造化する力、言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力、言葉を通じて伝え合う力、構成・表現形式を評価する力、考えを形成し深める力が挙げられる。

(学びに向かう力、人間性等)

言葉を通じて、社会や文化を創造しようとする態度、自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度、集団としての考えを発展・深化させようとする態度、心を豊かにしようとする態度、自己や他者を尊重しようとする態度、自分の感情をコントロールして学びに向かう態度、言語文化の担い手としての自覚が挙げられる。

- 特に、「思考力・判断力・表現力等」や「学びに向かう力、人間性等」を整理するに当たっては、「創造的・論理的思考」、「感性・情緒」、「他者とのコミュニケーション」の三つの側面から言語能力を構成する資質・能力を捉えている。
- 言語能力については、言葉に関わる知識・技能や態度等を基盤に、これら三つの側面の力を働かせて、テキスト（情報）を理解したり文章や発話により表現したりする能力として整理できるものとする。

³⁴ 本審議のまとめにおいては、文章、及び、文章になっていない断片的な言葉、言葉が含まれる図表などの文章以外の情報も含めて「テキスト（情報）」と記載する。

- また、言語能力を構成する資質・能力は、①テキスト（情報）を理解するための力が、「認識から思考へ」という過程の中で働き、②文章や発話により表現するための力が、「思考から表現へ」という過程の中で働いている。

ア) テキスト（情報）を理解するための力

- ・テキスト（情報）の構造と内容を把握し、精査・解釈し、考えを形成する力である。
- ・「構造と内容の把握」、「精査・解釈」、「考えの形成」のそれぞれの段階において、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力等」に整理された資質・能力が働いている。

特に、既有知識・経験によってテキストにない内容を補足・精緻化するなどして推論することや、共通－相違、原因－結果、具体－抽象等の情報と情報の関係性（論理）を吟味・構築すること、妥当性、信頼性等を吟味することなど、情報を多角的・多面的に精査し構造化する力は、テキストの意味を、字句通りというだけでなく理解するために重要な能力である。

イ) 文章や発話により表現するための力

- ・表現するテーマ・内容、構成・表現形式を検討しながら、考えを形成・深化させ、文章や発話によって表現する力である。
- ・「テーマ・内容の検討」、「構成・表現形式の検討」、「考えの形成・深化」、「表現」のそれぞれの段階において、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力等」に整理された資質・能力が働いている。
- ・特に、表現した後、又は、表現しながら、考えを形成・深化させ、より良い表現にするために、文章を推敲したり、発話を調整したりする力が重要である。

- 言語能力は、その要素である資質・能力を、こうした過程の中で働かせることによって育成されるものである。こうした過程の繰り返しは、言語活動を通じて行われるため、言語能力の向上を図るためには、発達段階に応じた適切な言語活動を充実することが必要である。

- 言語活動については、現行の学習指導要領の下、すべての教科等において重視し、その充実を図ってきたところであるが、今後、「主体的・対話的で深い学び」を実現する学習・指導改善を進めるためには、より一層、言語活動の充実を図り、すべての教科等の学習の基盤である言語能力を向上させることが必要不可欠である。

- 特に言葉を直接の学習対象とする国語教育及び外国語教育の果たすべき役割は極めて大きい。言語能力を構成する資質・能力やそれらが働く過程、育成の在り方を踏まえながら、改善・充実を図ることが必要である。

- そのためには、国語教育及び外国語教育において、発達の段階に応じて育成すべき資質・能力を明確にしながら、言語活動を通じて育成することが必要である。また、

学習評価や高校・大学の入学者選抜においても、言語活動を通じて身に付いたそうした資質・能力を評価していくようにすることが重要である。

②情報活用能力、情報技術を手段として活用する能力

(情報活用能力の育成が求められる背景)

- グローバル化や情報化等の変化が加速度的となる中で、とりわけ最近では、「第4次産業革命」ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会の在り方を大きく変えていくとの予測がなされているところである。
- 教育界には、そのような将来の予測がますます難しい社会においても、子供たちが情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、他者と協働しながら新たな価値の創造に挑み、社会の活性化と個性や能力を活かした人生の充実を実現していくことができるよう、必要な資質・能力を育成していくことが求められる。また、インターネットを通じて情報を得たり、文章の作成や編集にアプリケーションを活用したり、メールやソーシャルネットワークサービスを通じて情報を共有することが社会生活の中で当たり前となっている中で、情報技術を手段として活用していくことができるようにしていくことも重要である。
- こうした観点から、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階を通じて体系的に育んでいくことの重要性は高まっていると考えられる。

(育成する情報活用能力の明確化)

- 情報活用能力とは、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のことであり、これまで「情報活用の実践力」「理解」「情報社会に参画する態度」の3観点と8要素に整理されてきている。
- こうした情報活用能力を、教育課程を通じて系統的に育んでいくためには、論点整理において示された「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って再整理をする必要がある。この点を踏まえて、情報活用能力を資質・能力の三つの柱に沿って再整理すると、以下のようになると考えられる。

(知識・技能)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

(学びに向かう力、人間性等)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

- こうした資質・能力には、プログラミング的思考や、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力も含まれる。こうした情報活用能力を、各学校段階・各教科等においてどのように育成していくのかについては、別添の通り整理している。これらをカリキュラム・マネジメントの中で効果的に結びつけていくことが必要である。
- 情報活用能力は、様々な事象を言葉で捉えて理解し、言葉で表現するために必要な言語能力と相まって育成されていくものであり、国語教育や各教科における言語活動等を通じた言語能力の育成の中で、情報活用能力を育てていくことも重要である。また、各教科等における読書活動を充実させ、様々な情報を得るために学校図書館や地域の図書館を活用できるようにすることも重要である。
- また、情報技術を手段として活用できる力を身に付けるためには、各教科等の授業において「主体的・対話的で深い学び」を実現する中で、日常的に ICT を活用していくことが重要である。

(ICT環境の整備)

- 現在では、社会生活の中で ICT を日常的に活用することが当たり前の世の中となっており、子供たちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的に ICT を活用できる環境を整備していくことが不可欠である。
- 現在、「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」において、次期学習指導要領の実現に不可欠なICT環境やICT教材の在り方について議論されているところである。こうした議論を踏まえ、国が主導的な役割を果たしながら、各自治体における必要な環境整備を加速化していくことが期待される。

(5) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- 将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会や、グローバル化が進展する社会に、どのように向き合い、どのような資質・能力を育成していくべきか。また、一人一人が幸福な人生を生きるためには、どのような力を育てていくべきか。

(変化の中に生きる社会的存在として)

- 複雑で変化の激しい社会の中では、固有の組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自

分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力が必要となる。主権を有し、今後の我が国の在り方に責任を有する国民の一人として、また、多様な個性・能力を生かして活躍する自立した人間として、こうした力を身に付け、適切な判断・意思決定や公正な世論の形成、政治参加や社会参画、一層多様性が高まる社会における自立と共生に向けた行動を取っていくことが求められる。

- こうした観点から、平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力をはじめ、生産や消費などの経済的主体等として求められる力や、安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力³⁵を、各学校段階を通じて体系的に育んでいくことの重要性は高まっていると考えられる。あわせて、職業に従事するために必要な知識・技能、能力や態度の獲得も求められており、社会的要請を踏まえた職業教育の充実も重要である。
- また、我が国が、科学技術・学術研究の先進国として、将来にわたり存在感を發揮するとともに成果を広く共有していくためには、子供たちが、卓越した研究や技術革新、技術経営などを担うキャリアに関心を持つことができるよう、理数科目等に関する学習への関心を高め、裾野を広げていくことも重要である。また、ICTの急速な進展などにより、高度な技術がますます身近となる社会の中で、そうした技術を理解し使いこなす科学的素養をすべての子供たちに育んでいくことも重要となる。

(グローバル化する社会の中で)

- また、グローバル化する中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、日本人としての美徳やよさを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められる³⁶。言語や文化に対する理解を深め、国語で理解したり表現したりすることや、さらには外国語を使って理解したり表現したりできるようにすることが必要である。こうした言語に関する能力を向上させるとともに、古典の学習を通じて、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受していくことや、芸術を学ぶことを通じて感性等を育むことなどにより、日本文化を理解して自国の文化を語り継承することができるようにすること、異文化を理解し、多様な人々と協働していくことができるようになることが重要である。

また、日本のこととグローバルなことの双方を相互的に捉えながら、社会の中で自ら問題を発見し解決していくことができるよう、自国と世界の歴史の展開を広い視野から考える力や、思想や思考の多様性の理解、地球規模の諸課題や地域課題を解決し持続可能な社会づくりにつながる地理的な素養についても身に付けていく必要がある。

³⁵ 論点整理補足資料 33・34 ページ参照。

³⁶ 「グローバル人材育成推進会議」が平成23年にまとめた中間まとめにおいては、「グローバル人材」の概念として、要素 I:語学力・コミュニケーション能力、要素 II:主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、要素 III:異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティを挙げている。

- こうした観点からは、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、スポーツへの関心を高め、「する、みる、支える、知る」などの多様なスポーツとの関わり方を楽しめるようにしていくことも重要である。スポーツを通じて、他者との関わりを学んだり、ルールを守り競い合っていく力を身に付けたりすることができる。さらには、多様な国や地域の文化の理解を通じて、多様性の尊重や国際平和に寄与する態度を身に付けたり、ボランティア活動を通じて、共生社会の実現に不可欠な他者への共感や思いやりを育んだりすることにもつながる。

(資質・能力の要素との関連性)

- まとめれば、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力としては、以下のようなものが考えられる。これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを三つの柱に沿って明確にし、関係教科等とのつながりの整理を行い、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの中でその育成を図っていくことができるようにすることが求められる。
- ・健康・安全・食に関する力
 - ・主権者として求められる力
 - ・新たな価値を生み出す豊かな創造性
 - ・グローバル化の中で多様性を尊重しつつ、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重し未来を描く力
 - ・地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
 - ・自然環境や資源の有限性の中でよりよい社会をつくる力
 - ・オリンピック・パラリンピックを契機に豊かなスポーツライフを実現する力
- ここでは、例示的に健康・安全・食に関わる資質・能力について整理した。

①健康・安全・食に関する資質・能力

(健康・安全・食に関する資質・能力の育成が求められる背景)

- 子供たちが心身ともに健やかに育つことは、時代を超えてすべての人々の願いである。子供たちは、学習の場であり生活の場である学校において、他者との関わりを深めつつ、多様な経験を積み重ね、視野を広げ、人生や社会の在り方等について考えながら、心身ともに成長していく。こうした場である学校において、健康で安全な生活を送ることができるようにするとともに、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献することができるようにすることが重要である。
- とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。

- また、食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れなどに起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギーなどの健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保や食糧自給率向上、食品ロス削減などの食に関わる課題が顕在化している。
- さらに、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子供を取り巻く安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子供たちが起こりうる危険を理解し、いかなる状況下でも自らの生命を守り抜く（自助）とともに、自分自身が社会の中で何ができるのかを考える共助・公助の視点からの教育の充実も課題となっている。
- こうした課題を乗り越え、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、意思決定や行動選択を行うことができる力を子供たち一人一人に育むことが強く求められている。

（育成する資質・能力の明確化）

- 健康・安全・食に関する資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

（知識・技能）

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活のために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力、人間性等）

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

- こうした資質・能力を教科横断的な視点で育むことができるよう、カリキュラム・マネジメントを通じて教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。学校保健計画や学校安全計画、食に関する指導の全体計画についても、カリキュラム・マネジメントの考え方を踏まえて作成・評価・改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保していくことが重要である。なお、従来、教科等を中心とした「安全学習」「保健学習」と特別活動等による「安全指導」「保健指導」に分類されている構造については、カリキュラム・マネジメントの考え方を踏まえた整理が求められる。

- また、下記にあるように、子供たちの発達を支えるためには、発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、予め適切な時期・場面において、主に集団場面で必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、個々の児童生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくことも重要である。

(6) 発達の段階や成長過程のつながり

- 育成すべき資質・能力については、幼児教育から高等学校までを通じた見通しを持って、各学校段階の教育課程全体及び各教科等においてどのように伸ばしていくのかということが、系統的に示されなければならない。
- 選挙権年齢が18歳に引き下げられ、子供にとって政治や社会がより一層身近なものとなっていることなども踏まえ、中学校卒業後の約98%の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けることのできる、初等中等教育最後の教育機関である高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何かを明確に示すことが求められている。
- こうした「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点や、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、幼児教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育それぞれの在り方を考えていく必要がある。同時に、子供たち一人一人の個々の発達課題や教育的ニーズを踏まえた対応も重要である。
- また、近年は特別支援学校だけではなく小・中・高等学校等において発達障害を含めた障害のある子供たちが学んでおり、特別支援教育の対象となる子供の数は増加傾向にある。障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保していく必要がある。一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要がある。
- そうした発達の段階に応じて積み重ねていく学びの中で、地域や社会と関わり、様々な職業に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことが重要である。
- 加えて、幼小、小中、中高の学びの連携・接続についても、学校段階ごとの特徴を踏まえつつ、前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、学びの連続性が確保されることが重要である。

4. 各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点を踏まえた教育課程の編成 ー何を学ぶかー

- 次期学習指導要領等については、資質・能力の三つの柱全体を捉え、教育課程を通じて

それらをいかに育成していくかという観点から見直しを行うこととしている。これはすなわち、教育課程について、「何を知っているか」という知識の内容を体系的に示した計画に^{とど}留まらず、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れたものとするということである。

- こうした観点から、各教科等における指導内容については、事実的な知識の内容を系統的に示すのみならず、資質・能力の三つの柱や各教科等の学習過程の在り方を踏まえて再整理し示していくことが求められる。
- こうした再整理は、教科等間の横のつながりとともに、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」や「初等中等教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしなが、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に行うことが重要である。つまり、各教科等で学校や学年段階に応じて学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえつつ、各学校・学年段階で学ぶべき内容を見直すなど、発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを行き来しながら、教育課程の全体像を構築していくことが必要である。
- 特に、今年度から小中一貫教育が制度化³⁷され、義務教育学校及び併設型の小中一貫教育学校においては、4－3－2や5－4といった柔軟な学年段階の区切りの設定や、小・中学校の9年間を一貫させた教育課程の編成などが進められることも踏まえた議論が必要である。
- こうした幼・小・中・高を通じた見通しの中で、小学校における外国語教育については、教科の新設等を行うこととする。また、高等学校の国語科・地理歴史科他多くの教科について、初等中等教育を終えるまでに育成すべき資質・能力の在り方を踏まえつつ、科目構成の見直しを行うこととする。
- こうした各教科等における指導内容の再整理を踏まえつつ、各学校が、教育課程の全体構造や教科等の相互の関係等を捉えながら教育課程を編成することができるよう、総則において、教育課程の総合的な構造を可視化し、資質・能力と各教科等の関係など、教育課程の編成に必要な事項を可能な限り分かりやすく提示していく。
- 各学校においては、学習指導要領、特に総則を手掛かりとしながら、学校教育目標や学校として育成を目指す資質・能力を実現するため、各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点を踏まえて教育課程を編成することが求められる。
- また、幼稚園教育要領においては、幼稚園教育におけるねらいや内容を「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の領域別に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導することとされている。こうした幼児教育の特性を大事にしつつ、幼児期に

³⁷ 論点整理補足資料60ページ参照。

において育みたい資質・能力を明確にし、幼児教育と小学校の各教科等における教育との接続の充実や関係性の整理を図る必要がある。

5. 各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実 ーどのように学ぶか

- 次期改訂の視点は、子供たちが「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということであり、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など情意・態度等に関わるもののすべてを、いかに総合的に育てていくかということである。
- 各学校は「カリキュラム・マネジメント」を通じて、子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を組み立てていくことが求められるが、このうち、「どのように学ぶか」の鍵となるのが、アクティブ・ラーニングの視点、すなわち子供たちの「主体的・対話的で深い学び」をいかに実現するかという、学習・指導改善のための視点である。

(子供の学習過程の質を高めることの重要性と「アクティブ・ラーニング」の意義)

- 「どのように学ぶか」の軸に関する検討の方向性を底支えするのは、「学ぶとはどのようなことか」「知識とは何か」といった、「学び」や「知識」等に関する科学的な知見の蓄積である³⁸。
- 社会で生きて働く知識や力を育むためには、子供たちが「何を学ぶか」という学習内容の在り方に加えて、それらの内容を「どのように学ぶか」という、学びの過程に着目してその質を高めていくことが重要である。世の中をどのような視点で捉え、どのような枠組みで考えたらいいのかという、物事に対する見方・考え方を身に付けて深く理解したり、多様な人との対話で考えを広げたり、学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけたりしていくという学びが実現されることによって、学校で学ぶ内容が、生きて働く知識や力として育まれることになる。
- こうした学びの過程が「主体的・対話的で深い学び」であり、こうした学びが実現するように、日々の授業を改善していくための視点を共有し取組みを活性化しようというのが、今回の改訂の主眼である。
- 教育方法に関するこれまでの議論においても、子供たちが主体的に学ぶことや、学級やグループの中で協働的に学ぶことの重要性は指摘されてきており、多くの実践も積み重ねられてきた。特に小・中学校では、全国学力・学習状況調査において、主として「活用」

³⁸ 認知過程や学習プロセスなどに関する研究例については、論点整理補足資料191・192ページ、195ページなどを参照。

に関する問題（いわゆるB問題）が出題され、関係者の意識改革や授業改善に大きな影響を与えたことなどもあり、多くの関係者による実践が重ねられてきている。「アクティブ・ラーニング」を重視する流れは、こうした優れた実践を踏まえた成果であり、また、今後は特に高等学校において、義務教育までの成果を確実につなぎ、一人一人に育まれた力を更に発展・向上させることが求められる。

（指導方法の不断の見直し）

- 我が国では、教員がお互いの授業を検討しながら学び合い、改善していく「授業研究」が日常的に行われ、国際的にも高い評価を受けているが、そうした中で、子供が興味や関心を抱くような身近な題材を取り上げて、学習への主体性を引き出したり、少人数で対話しながら多様な考え方に気付かせたりするための工夫や改善が続けられてきている。こうした「授業研究」の成果は、日本の学校教育の質を支える貴重な財産である。
- 一方で、こうした工夫や改善の意義について十分に理解されないと、例えば、学習活動を子供の自主性のみに委ね、学習成果につながらない「活動あって学びなし」と批判される授業に陥ったり、特定の教育方法にこだわるあまり、指導の型をなぞるだけで学びにつながらない授業になってしまったりという恐れも指摘されている。
- 昨年11月の諮問以降、学習指導要領等の改訂に関する議論において、こうした指導方法を焦点の一つとすることについては、注意すべき点も指摘されてきた。つまり、育成すべき資質・能力を総合的に育むという意義を踏まえた積極的な取組の重要性が指摘される一方で、指導法を一定の型にはめ、教育の質の改善のための取組が、狭い意味での授業の方法や技術の改善に終始するのではないかとといった懸念などである。我が国の教育界は極めて真摯に教育技術の改善を模索する教員の意欲や姿勢に支えられていることは確かであるものの、これらの工夫や改善が、ともすると本来の目的を見失い、特定の学習や指導の「型」に拘泥する事態を招きかねないのではないかと指摘を踏まえての危惧と考えられる。
- 変化を見通せないこれからの時代において、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を子供たちに育むためには、教員自身が習得・活用・探究といった学習過程全体を見渡し、個々の内容事項を指導することによって育まれる思考力、判断力、表現力等を自覚的に認識しながら、子供たちの変化等を踏まえつつ自ら指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められる。
- このような中で次期改訂が学習・指導方法について目指すのは、特定の型を普及させることではなく、下記のような視点に立って学び全体を改善し、子供の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することにより、子供たちがこうした学びを経験しながら、自信を育み必要な資質・能力を身に付けていくことができるようにすることである。そうした具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るものであり、教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達の特性、子供の学習スタイルの多様性や教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふ

さわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

（「主体的・対話的で深い学び」の実現）

- 「主体的・対話的で深い学び」とは、特定の指導方法のことでも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むためにはどのような学びが必要かを絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていけるようにすることで、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」を実現しようとする営みなのである。

- 「主体的・対話的で深い学び」の具体的な内容については、以下のように整理した。

「主体的・対話的で深い学び」とは、単元や題材のまとまりの中で、以下のような学びを実現し、学習内容の深い理解や資質・能力の育成、学習への動機付けにつなげること。

- ① 習得した知識や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせながら、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

新しい知識や技能を習得したり、それを実際に活用して、問題解決に向けた探究活動を行ったりする中で、資質・能力の三つの柱に示す力が総合的に活用・発揮される場面が設定されることが重要である。教員はこのプロセスの中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場면을効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。

- ② 子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか³⁹。

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教員と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。

- ③ 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、獲得された知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。

- これら三つの視点は、子供の学びの過程としては一体として実現されるものであり、ま

³⁹ 協働や対話の中で、多様な表現が工夫されることもプロセスとして重要である。

た、それぞれ相互に影響し合うものでもあるが、学びの本質を異なる側面から捉えたものであり、授業改善の視点としてはそれぞれ固有の視点であることに留意が必要である。単元や題材のまとまりの中で、子供たちの学習過程がこれら三つの点を満たすものになっているか、それぞれの視点の内容と相互のバランスに配慮しながら学びの状況を把握し改善していくことが求められる。

- なお、こうした質の高い深い学びを目指す中で、教員には、指導方法を工夫して必要な知識・技能を教授しながら、それに加えて、子供たちの思考を深め発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していくことが求められる。そうした中で、着実な習得の学習が展開されてこそ、主体的・能動的な活用・探究の学習を展開することができると考えられる。
- 新しい学習指導要領等は、前回改訂における言語活動の重視など、学習活動の改善・充実に関する成果を受け継ぎながら、子供たちの学習過程のさらなる質の向上を目指すものである。各学校における実践を支えるため、9.において、各教科等の特質を踏まえた学習過程の在り方や、「主体的・対話的で深い学び」についての考え方が示されている。今後、学習指導要領等の解説や指導事例集も含めた全体の姿の中で、指導の参考となる解説や事例を示すなど、更なる支援を図っていく必要がある。なお、こうした事例を示す際には、それにより指導が固定化されないような工夫が求められる。
- あわせて、「主体的・対話的で深い学び」の考え方や、1単位時間の授業の中に留まらず、単元や題材のまとまりの中で子供たちの学習過程として実現されること、評価の場面との関係などについて、総則などを通じてわかりやすく示していくことが求められる。

（「深い学び」と「見方・考え方」）

- 「主体的な学び」「対話的な学び」については、その趣旨が理解しやすく改善が図りやすいのに対して、「深い学び」についてはイメージがつかみにくいとの指摘もある。一方で、アクティブ・ラーニングの視点については、深まりを欠くと表面的な活動に陥ってしまうといった失敗事例も報告されており、「深い学び」の視点は極めて重要である。
- 学びの「深まり」の鍵となるものとして、すべての各教科等で整理されているのが、(3)において述べた、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。今後の授業改善等においては、この「見方・考え方」が極めて重要になってくると考えられる。
- 次期改訂が目指すのは、学習の内容と方法の両方を重視し、学習過程を質的に高めていくことである。単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要になる。「見方・考え方」を軸としながら、幅広い授業改善の工夫が展開されていくことを期待するものである。

（発達の段階や子供の学習課題に応じた「主体的・対話的で深い学び」）

- 「主体的・対話的で深い学び」の具体的な在り方は、発達段階や子供の学習課題に応じて様々である。基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、子供の学びを深めたり主体性を引き出したりする工夫が求められる。高度な社会課題の解決だけを目指す取組ということではない点に留意が必要である。

6. 幼児児童生徒の発達を踏まえた指導 —子供の発達をどのように支援するか—

- 子供たち一人一人は、多様な可能性を持った存在であり、多様な教育的ニーズを持っている。社会的な変化が加速的となる中で新たな価値を創造していくためには、一人一人が互いの異なる背景を尊重し、それぞれが多様な経験を重ねながら、様々な得意分野の能力を伸ばしていくことが、これまで以上に強く求められる。あわせて、苦手な分野を克服しながら、社会で生きていくために必要となる力をバランス良く身に付けていくことも重要である。
- 各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等については、子供たちの発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義を捉え直し、「カリキュラム・マネジメント」の中でその充実を図っていくことが重要である。

その際、子供たちの発達を支えるためには、児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、予め適切な時期・場面において、主に集団場面で必要な指導・援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要である。

- また、個々の子供の発達課題や教育的ニーズをきめ細かに支えるという観点から、特別支援教育や日本語指導等を充実させていくことも求められている。
- 子供の教育的ニーズを踏まえながら、きめ細やかに発達を支えていくという視点を学校全体で共有するとともに、心理や福祉に関する専門スタッフや、補習支援などを行うサポートスタッフ、特別支援教育に関する専門スタッフなど、教員以外の専門スタッフの参画を得ていくことも重要である。

(学習活動や学校生活の基盤となる学級経営の充実)

- 「学校」は、社会への準備段階であると同時に、学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の人々などから構成される一つの社会である。今を生きる子供たちにとって、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場であるとともに、未来の社会に向けた準備段階としての場でもあり、学校における子供たちの日々の豊かな生活は、未来の創造につながるものである。
- そうした子供たちの学習活動や学校生活の基盤となるのが、日々の生活を共にする基礎

的な集団である学級やホームルームである。これまで総則においては、小学校においてのみ学級経営の充実が位置付けられ、中学校、高等学校においては位置付けられてこなかった。

- 今回、「学校」の意義が再確認され、その中での学級の重要性が今一度捉え直されたことを受けて、特別活動においても学級活動・ホームルーム活動の中心的な意義を踏まえた上で改善が図られるなどの見直しが進んでいる。総則においても、小・中・高等学校を通じた学級（ホームルーム）経営の充実を図り、子供の学習活動や学校生活の基盤としての学級という場を豊かなものとしていくことが重要である。

（学習指導と生徒指導）

- 学校は子供たちにとって、学習の場であり生活の場である。こうした場において子供たちに関わる教員の指導は、学習指導の側面と生徒指導の側面を持つことになる。
- 生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。今回、すべての教科等において育む「学びに向かう力・人間性」が整理されたことにより、今後、学習指導と生徒指導とは目指すところが共有されることとなり、さらに密接な関係を有するものになると考えられる。
- 生徒指導については、今回整理された資質・能力等も踏まえて、改めて、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくために必要な力の育成を目指すという意義を捉え直していくことが求められる。ともすれば、個別の問題行動等への対応にとどまりがちとも指摘されるが、どのような資質・能力の育成を目指すのかということや、一人一人のキャリア形成の方向性等を踏まえながら、その機能が発揮されるようにしていくことが重要である。
- また、学習指導においては、子供一人一人の「主体的・対話的で深い学び」を実現していくために、児童生徒理解の深化を図ることや、教員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくり、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の視点を生かしていくことが求められる。

（キャリア教育（進路指導を含む））

- 子供たちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達⁴⁰を促す「キャリア教育」⁴¹の視点も重要である。

⁴⁰ 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日）では、「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との

- キャリア教育は、小・中学校では特別活動の学級活動を中核に、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験活動などのキャリア形成に関わる啓発的な体験活動、特別の教科 道徳をはじめ各教科における学習及び個別指導としての進路相談等の機会を活かしつつ、学校の教育活動全体を通じて系統的、発展的に行う必要がある。高等学校では、特別活動のホームルーム活動を中核に、総合的な探究の時間（仮称）や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における就業体験（インターンシップ）などのキャリア形成に関わる啓発的な体験活動、高等学校公民科に新設される科目「公共（仮称）」をはじめ各教科・科目等における学習及び個別指導としての進路相談等の機会を活かしつつ、学校の教育活動全体を通じて系統的・発展的に行う必要がある。
- なお、進路指導は本来、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、就職又は進学をして、更にその後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。このような進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じであるが、実際に学校で行われている進路指導においては、

関係を見いだしていく連なりや積み重ね」をキャリアの意味とし、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」としている。

- 41 キャリア教育で育成をめざす「基礎的・汎用的能力」の4つの能力（「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」）を統合的に捉え、資質・能力の三つの柱に沿って整理すれば概ね以下のように考えることができる。
- i) 知識・技能
 - ・学ぶこと・働くことの意義の理解
 - ・問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能
 - ・自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能
 - ii) 思考力・判断力・表現力等
 - ・問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力
 - ・自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力
 - iii) 学びに向かう力・人間性等
 - ・キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力
 - ・問題を発見し、それを解決しようとする態度
 - ・自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していこうとする態度

進路指導担当の教員と各教科担当の教員との連携が多くの学校において不十分であること、一人一人の発達を組織的・体系的に支援するといった意識や姿勢、指導計画における各活動の関連性や体系性等が希薄であり、子供たちの意識の変容や能力や態度の育成に十分結び付いていないとの指摘がある。このため、各学校は、自校におけるこれまでの進路指導の実践をキャリア教育の視点からとらえ直し、その在り方を見直すことが必要である。

- 特別活動については、キャリア教育の中核としての役割を一層明確にする観点から、小・中・高等学校を通じて、各教科等における学習の内容や、特別活動における様々な活動や行事の内容を見通したり振り返ったりし、自己の生き方・キャリア形成につなげていく仕組みを導入する観点から、特別活動の学級活動・ホームルーム活動に「一人一人のキャリア形成と実現（仮称）」を位置づけるとともに、「キャリアパスポート（仮称）」の活用を図ることを検討する。
- 「公共（仮称）」については、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の観点から、特別活動のホームルーム活動などと連携し、インターンシップの事前・事後の学習との関連を図ることなどを通して、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められる。
また、高等学校のインターンシップについては、これまで主に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に行われて来たが、今後は、例えば研究者や高度な資格を必要とする職業も含めた就業体験（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）など、生徒自らのキャリア形成を視野におさめるなど、それぞれの高等学校の特性を踏まえたインターンシップが展開されることが求められる。
- 日常の教科・科目等の学習指導においても、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」を実現するなど、教育課程全体を通じてキャリア教育を推進する必要がある。

（個に応じた指導）

- 児童生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、社会をよりよく生きる資質・能力を育成する観点から、生徒の実態に応じた指導方法や指導体制の工夫改善を通じて、個に応じた指導を推進する必要がある。特に、今次学習指導要領では、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、各学校段階で育成すべき資質・能力の全体像を示すこととしていることを踏まえ、児童生徒が学習内容を確実に身に付ける観点からも個に応じた指導を一層重視する必要がある。
- 特に、授業が分からないという悩みを抱えた児童生徒への指導にあたっては、個別の学習支援や学習相談を通じて、自分にふさわしい学び方や学習方法を身に付け、主体的に学習を進められるようにすることが重要である。
- また、基礎的・基本的な知識・技能の習得が重要であることは言うまでもないが、思考

力・判断力・表現力等こそ、子供を取り巻く環境を背景とした学力差が生まれやすい能力であるとの指摘もあることに留意が必要である。一人一人の「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成を図っていくことが求められる。

（教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育）

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保していく必要があり、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要がある。その際、小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学など、児童生徒の学習状況を踏まえた、教育課程の連続性を十分に考慮していく必要がある。

〈通常の学級（幼稚園等、小・中・高等学校）〉

- 小学校等の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学習プロセスにおいて考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示すことが必要である。同様に、幼稚園等においても、日々の幼稚園等の活動の中で考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示す。

〈特別支援学級（小・中学校）〉

- 小・中学校等における特別支援学級については、小・中学校等の通常の学級、特別支援学校小学部・中学部の教育課程との連続性を確保しつつ、各小・中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態等を踏まえて教育課程を編成する必要がある。
- このため、小学校及び中学校の各学習指導要領において、特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方や、各教科の各学年の目標・内容の一部又は全部を当該学年の前各学年のものに替える場合及び知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える場合等の留意点などを具体的に示すことが必要である。

〈通級による指導（小・中・高等学校）〉

- 小・中・高等学校における通級による指導について、その意義、教育課程の編成の基本的な考え方、児童生徒の実態把握から指導目標や指導内容の設定、評価・改善までの手続等について具体的に示す。
- 通級による指導の目標及び内容について、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導であることをより明確にするとともに、通級による指導と

各教科等の授業における指導との連携が図られるよう、通級による指導と各教科等の指導との関係性を分かりやすく示す。

- 高等学校における通級による指導の平成 30 年度からの制度化に当たり、その単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を習得したことを認定しなければならないものとする。
- 生徒が通級による指導を 2 以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定することを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1 単位として計算する標準の単位時間（35 単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする。
- 高等学校及びその設置者が、高等学校における通級による指導の実施に向けて円滑に準備が進められるよう、校内体制及び関係機関との連携体制、各教科等の指導を行う教員との連携の在り方、通級による指導に関する指導内容や指導方法などの実践例を紹介することが必要である。

〈個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用〉

- 現在、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒について作成することとされている個別の教育支援計画や個別の指導計画は、障害のある幼児児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的に行うために重要な役割を担っており、その意義や位置付けをより明確にする必要がある。
- 通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。
- 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校において作成される個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用の留意点（例えば、実態把握から評価・改善までの PDCA サイクルなど）を示すことが必要である。その際、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）障害者差別解消法に基づく合理的配慮やその他指導上の配慮との関係性についても記述することが必要である。

〈交流及び共同学習〉

- グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学校の教育活動全体で、障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進を図る。
- 具体的には、例えば、

- ・保健体育科における共生の視点に立った関わり方
- ・生活科における身近な人々との自分との関わり
- ・音楽科、図画工作科、美術科や芸術科における感じ方や表現の、相違や共通性、よさなどの気付きを通じた自己理解や他者理解
- ・道徳科における、正義、公正、差別や偏見のない社会の実現
- ・特別活動におけるよりよい集団生活や社会の形成

など、各教科等の見方・考え方と関連付けた、交流及び共同学習の事例を示す。

- さらに、学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある。
- その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、すべての人が、障害等の有無にかかわらず、多様性を尊重する態度を育成できるようにする必要がある。

〈特別支援教育の支援体制〉

- 学校全体として特別支援教育に取り組む体制を整備し、組織として十分に機能させるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方について具体的に示す必要がある。

（子供の日本語の能力に応じた支援の充実）

- 子供たちが学校教育を通じて、一人一人の資質・能力を伸ばしていくためには、学校における学習や生活の基盤となる日本語の能力に応じた支援を充実させ、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにしていく必要がある。
- 近年では特に、外国籍の児童生徒や、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながる児童生徒（以下「外国人児童生徒等」という。）のうち、公立学校等に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が年々増加傾向にあり（現在 37、095 人）、その母語や日本語の能力も多様化している状況にある。
- 現行の学習指導要領では、「海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと」とされており、日本語の能力の測定方法やカリキュラムの在り方など、各学校における指導の充実を支える仕組みも整えられてきているところである。こうした成果を踏まえながら、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒がどのような年齢・学年で日本の学校教育を受けることになったとしても、一人一人の日本語の能力に応じた支援を受け、学習や生活の基盤を作っていくことができるよう、指導の目標や支援の視点を明確にして取り組んでいくことが求められる。
- 平成26年からは、児童生徒の日本語の能力に応じて、特別の指導を行う必要がある場

合には、通級による指導を行うことができるよう「特別の教育課程」が制度化されたところである。児童生徒の状況に応じて、在籍学級における支援と通級による指導の双方を充実させていくことが必要である。

〈日本語の能力の把握と、指導の目標の明確化〉

- 各学校においては、外国人児童生徒等一人一人の日本語の能力を的確に把握し、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにするための指導の目標を明確化し、教科等を超えて組織的・計画的に支援を充実させていくことが必要である。
- このため、国は「DLA⁴²」などの日本語の能力の測定手法の普及と、教員が取り組みやすくなるような参考資料等の開発、測定手法に関する研修の充実が求められる。また、全国各地域の大学や日本語教育機関等の関係機関のネットワーク形成を支援することにより、各学校における日本語の能力測定に関する支援体制を整備していくことも求められる。

〈在籍学級（幼稚園等、小・中・高等学校、特別支援学校）〉

- 児童生徒の日本語の能力に応じて、在籍学級において指導する場合には、①授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援、②学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援、③理解したことを適切に表現できるようにするための支援、④自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援、⑤学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援、といった側面からの支援が求められる。こうした支援の視点を学習指導要領において明確化し、児童生徒の能力を伸ばしていけるようにすることが必要である。幼稚園等においては、上記の視点を参考としつつ、幼児期が日常生活に必要な言葉を獲得する時期であることや、遊びや生活の中で学ぶという幼児教育の特質を踏まえて指導することが必要である。
- また、こうした支援の視点に基づく各学校の取組を支援するため、国は、具体的な支援の方法や使用する教材の配慮、指導計画上の配慮等について、具体的に示すことが求められる。

〈通級による日本語指導（小・中学校、特別支援学校（小学部・中学部））〉

- 通級による指導の対象となる児童生徒については個別の指導計画を作成すること、通級による指導を担当する教員と在籍学級の担任教員とが連携に努め、効果的な指導を行うことなどを示していくことが求められる。
- 各学校の取組を支援するため、国は、新しい学習指導要領を踏まえた「JSL カリキュラ

⁴² 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA (Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language) (平成26年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課)

ム⁴³」の改訂に取り組むことが求められる。また、各学校の取組を支援するため具体的な指導事例についても、「JSL カリキュラム」の一環として整備していくことも求められる。

〈専門家も含めた指導体制の確保〉

- 外国人児童生徒等教育担当教員を中心としつつ、学校全体で取り組む体制を構築することが重要である。
- また、日本語教員の養成や多言語コミュニケーションの専門人材の養成を行っている地域の大学や日本語教育機関等、外国人労働者を雇用する企業、日本語教育に携わる NPO、地域の日本語教室で活動している地域日本語教育コーディネーター等の関係者とのネットワーク形成支援も求められる。

7. 学習評価の充実 —何が身に付いたか—

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、子供たちの学習状況を評価するものである。「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、この学習評価の在り方が極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進めることが求められる。
- 子供たちの学習状況を評価するために、教員は、個々の授業のねらいをどこまでどのように達成したかだけでなく、子供たち一人一人が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉えていくことが必要である。
- また、学習評価については、子供の学びの評価に留まらず、下記に述べる「カリキュラム・マネジメント」の中で、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、子供たちの学びに関わる学習評価の改善を、さらに教育課程や学習・指導の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要である。

（評価の三つの観点）

- 現在、各教科について、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価⁴⁴と、総括的に捉える評定とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。評価の観点については、従来の4観点の枠組みを踏まえつつ、学校教育法

⁴³ 日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的として、文部科学省が開発したモデル・プログラム。

⁴⁴ 論点整理補足資料39ページ参照。

第30条第2項⁴⁵が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえて再整理され、現在、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の四つの観点が設定されているところである。

- 次期改訂に向けては、すべての教科等において、教科等目標や指導を、資質・能力の三つの柱に基づき構造化することが検討されている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした目標や指導内容の構造化を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点到整理することとする。その中で、観点別学習状況の評価と、それらを総括した評定との関係についても、改めて整理していくことが求められる。
- その際、「学びに向かう力、人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とすべきである。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。
- これらの観点については、毎回の授業ですべてを見取るのではなく、カリキュラム・マネジメントの考え方のもと、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面を適切にデザインしていくことが重要である。

（評価に当たっての留意点等）

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、これらの観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造化されることにより明確になるものと考えられる。学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料においては、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に構造化された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学習過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取することも考えられることなどが示されることが求められる。

⁴⁵ 中学校は第49条、高等学校は第62条、中等教育学校は第70条の規定によりそれぞれ準用されている。

- なお、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人の良い点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- この「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするのではなく、子供たちが学習に対する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという意味的な側面を捉えて評価することが求められる。このことは現行の「関心・意欲・態度」の観点についても本来は同じ趣旨であるが、上述の挙手の回数やノートの取り方など、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていないのではないかと、という問題点が長年指摘され現在に至ることから、「関心・意欲・態度」を改め「主体的に学習に取り組む態度」としたものである。こうした趣旨に沿った評価が行われるよう、単元や題材を通じたまとまりの中で、子供が学習の見通しを持って学習に取組み、その学習を振り返る場面を適切に設定することが必要となる。
- こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要がある、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。
- なお、こうした観点別学習状況の評価については、小・中学校と高等学校とでは取組に差があり、高等学校では、知識量のみを問うペーパーテストの結果や、特定の活動の結果などのみに偏重した評価が行われているのではないかと懸念も示されているところである。義務教育までにバランスよく培われた資質・能力を、高等学校教育を通じて更に発展・向上させることができるよう、高等学校教育においても、指導要録の様式の改善などを通じて評価の観点を明確にし、観点別学習状況の評価をさらに普及させていく必要がある。
- また、資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組みさせるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果に^{とど}留まらない、多面的な評価⁴⁶を行っていくことが必要である。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、子供たちの資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、子供たち自身が把握できるようにしていくことも考えられる。

⁴⁶ 論点整理補足資料40ページ、204ページ参照。

- また、子供一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることが重要である。そのため、子供たちが自己評価を行うことを、教科等の特質に応じて学習活動の一つとして位置づけることが適当である。例えば、特別活動(学級活動)を軸としつつ、「キャリアパスポート(仮称)⁴⁷」などを活用して、子供たちが自己評価を行うことを位置付けることなどが考えられる。その際、教員が対話的に関わることで、自己評価に関する学習活動を深めていくことが重要である。
- こうした評価を行う中で、教員には、子供たちが行っている学習にどのような価値があるのかを認め、子供自身にもその意味に気付かせていくことが求められる。そのためには、教員が学習評価の質を高めることができる環境づくりが必要である。教員一人一人が、子供たちの学習の質を捉えることのできる目を培っていくことができるよう、研修の充実等を図っていく必要がある。
- そのため、義務教育段階においては、これまでの観点別学習状況評価を充実するとともに、指導要録を改善・充実する。特に、高等学校については、義務教育までにバランスよく培われた資質・能力を、高等学校教育を通じて更に発展・向上させることができるよう、指導要録の様式の改善や教員の評価者としての能力の向上の機会を充実させることなどが重要である。
- 加えて、知識の理解の質を高めるという次期改訂の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜、大学入試者選抜の質的改善が図られるようにする必要がある。

8. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策 —実施するために何が必要か—

- 先を見通すことが難しい社会の中で、新しい社会の在り方を創造することができる資質・能力を子供たちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現し、教育環境や指導体制を充実させるとともに、家庭・地域との連携・協働を進めていくことが求められる。
- 中央教育審議会においては、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、平成27年12月に、教員の資質・能力の向上を目指す制度改革、学校の組織運営改革、地域か

⁴⁷特別活動ワーキンググループにおいて、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材として提案された。なお、都道府県教育委員会によっては、「キャリアノート」や「キャリア教育ノート」などの名称で、児童生徒が様々な学習や課外活動の状況を記録したり、ワークシートとして用いたりするものとして、作成・提供している例が見られる。

らの学校改革・地域創生を柱とする三つの答申⁴⁸を示しており、それを受けて、文部科学省は答申の内容の具体化を着実に推進するべく平成28年1月に「次世代の学校・地域創生プラン」を策定した。

- 教員の資質・能力の向上を目指す制度改革については、国、教育委員会、学校、大学等が目標を共有してお互い連携しながら、次の学習指導要領等に向けて教員に求められる力を効果的に育成できるよう、教員に求められる能力を明確化する教員育成指標や、それを踏まえた研修方針の策定などを示している。
- 学校の組織運営改革については、複雑化・多様化する学校の課題への対応や、子供たちに必要な資質・能力を育成するための教職員の指導体制の充実に加え、「チームとしての学校」の視点に立ち、学校において教員が心理や福祉等の専門スタッフと連携・分担する体制の整備や、管理職の養成、選考・登用、研修の在り方の見直しを含む学校のマネジメント機能の強化により、学校の教育力・組織力を向上させ、学校が多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる場となるようにしていくことを示している。
- 地域からの学校改革・地域創生については、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、すべての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を一層推進・加速するとともに、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進めることにより、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立していくことを示している。
- これらは、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、一体的な改革を進めるものであり、今後、その進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要がある。

(教員への国際的評価と課題)

- 先を見通すことが難しい社会の中で、新しい社会の在り方を創造することができる資質・能力を子供たちに育むためには、教育に携わる教員一人一人の力量を高めていく必要がある。
- 我が国の教員に対する国際的な評価はもともと高く、特に、各教科等における授業改善に向けて行われる多様な研究に関しては、海外からも極めて高い関心が寄せられている。とりわけ、各学校における教員の学び合いを基調とする「授業研究」は、我が国において独自に発展した教員研修の仕組みであるが、近年「レッスン・スタディ」として国際的な

⁴⁸ 平成27年12月21日に中央教育審議会がまとめた、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」「これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」の三つの答申。概要については、別添資料参照。

広がりを見せている。

- 一方で、授業研究の対象が一回一回の授業における指導方法という狭い範囲にとどまりがちであり、単元や題材のまとまりを見通した指導の在り方や、教科横断的な視点から内容や教材の改善を図っていく視点が弱いのではないかとの指摘もあるところである。特に、教科担任制となる中学校・高等学校となるにつれ、教科等の枠を越えて教育課程全体を見渡した視点で校内研修を行うことが少なくなるのではないかとの指摘もある。
- 我が国の強みを生かしつつ、「カリキュラム・マネジメント」の視点に立って、教育課程の総体的構造を見渡した校内の研修体制の一層の充実を図る必要がある。学校教育目標や育成すべき資質・能力を軸に、「何のために」「どのような改善をしようとしているのか」教員間で共有しながら、学校組織全体としての指導力の向上を図ることが重要である。
- また、複雑化・多様化する学校の課題に対して、「チームとしての学校」の視点から対応していくため、例えば特別支援教育など学校教育を取り巻く共通的な課題や社会的な課題をテーマとした校内研修を通じて、個々の教員の資質向上を図ることも有効と考えられる。
- これからの教員には、学級経営や幼児・児童・生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」のために必要な力や、「アクティブ・ラーニング」の視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力、学習評価の改善に必要な力等が求められる。教員一人一人が社会の変化を見据えながら、これからの時代に必要な資質・能力を子供たちに育むことができるよう、教員の養成・採用・研修を通じて改善を図っていくことが必要である。
- 教員の養成・採用・研修の改善のために必要な改革等の方向性については、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」においても示しているところである。この中では、国、教育委員会、学校、大学等が目標を共有して互いに連携しながら、次期学習指導要領等に向けて教員に求められる力を効果的に育成できるよう、教員に求められる能力を明確化する教員育成指標や、それを踏まえた研修指針の策定などが提言されているところである。教員研修自体を、主体的・協働的な学びの要素を一層含んだものに転換していくとする提言なども含まれており、
- 今後とも、下記において示される新科目の設置等を受けた対応も含め、教育課程の改善に向けた議論と歩調を合わせて具体化していくことが求められる。教員養成においては、資質・能力を育成していくという新しい学習指導要領等の考え方を十分に踏まえ教員養成課程における指導内容や方法の見直しを図ることが必要である。特に、教員養成大学においては、新しい学習指導要領等の実施を踏まえた教員の指導力の向上に資するカリキュラム開発など役割・使命は大きい。

(環境の整備)

- こうした取組を通じて、教員一人一人が校内研修、校外研修などの様々な研修の機会を活用したり、自主的な学習を積み重ねたりしながらその力量を向上させていくとともに、教員一人一人の力量が発揮されるよう、必要な環境を整備していくことも必要である。
- 上述のような教員の研修機会を確保するとともに、次期学習指導要領等を踏まえた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った学びを推進するための少人数によるきめ細かな指導の充実など、新たな学習・指導方法等に対応するため、必要な教職員定数の拡充を図ることが求められる。ICTも含めた必要なインフラ環境の整備を図ることも重要である。
- また、学校を取り巻く新たな課題に対応していくためには、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が示すように、事務体制の強化を図るとともに、教員以外の専門スタッフも参画した「チームとしての学校」の実現を通じて、複雑化・多様化した課題を解決に導いたり、教員が子供と向き合う時間的・精神的な余裕を確保したりしていくことが重要である。加えて、校長又は園長のリーダーシップのもと、「カリキュラム・マネジメント」を核に学校の組織運営を改善・強化していくことや、教育課程の実施をはじめとした学校運営を、「コミュニティ・スクール」や様々な地域人材との連携等を通じて地域で支えていくことなどについても、積極的に進めていくことが重要である。
- さらに、教科書を含めて必要な教材や情報機器についても、2. (3) ② i) ~ iii) に示した視点を踏まえて改善を図り、新たな学びや多様な学習ニーズに対応したものとしていく必要がある⁴⁹。
- 国や各教育委員会等においても、教科等別の学習指導に関する改善のみならず、教科等を横断した教育課程全体の改善について助言を行うことができるような体制を整えていくことが必要であり、教育委員会における指導担当部課長や指導主事等の力量の向上が求められる⁵⁰。加えて、学習・指導方法の改善について、モデル校の先進事例等を動画も含めて参照できるようなアーカイブを整備していくことも考えられる。

(家庭・地域との連携・協働)

- 学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）が参画し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支え合う地域をつくる活動（地域学校協働活動）を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図ることが大切であり、学校、家庭、

⁴⁹ 教科書の図版や写真を、動画や音声などのデジタル教材と関連付ける「拡張現実 (Augmented Reality: AR)」技術等の活用も、学習者の理解の向上に効果があるものと考えられる。

⁵⁰ 伝達講習などの機会のみならず、学校の環境の中でいかに教員が育っていくかという視野を持った体制の充実が求められる。

地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

- そのため、これまでも学校は、教育活動の計画や実施の場面で、家庭や地域の人々の積極的な協力を得てきたが、今後、一層地域の人々と目標やビジョンを共有し、連携・協働して地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが必要である。
- また、今回の改訂では、キャリア教育の充実や、高等学校における専門的な教育の充実を図る観点から、企業の協力、産業界との関わりがこれまで以上に重要である。教育課程の理念をどのように共有し、働きかけをしていくかを、具体的に計画していく必要がある。
- 加えて、経済的状況に関わらず教育を受けられる機会を整えていくことや、家庭環境や家族の状況の変化等を踏まえた適切な配慮を行っていくことも不可欠である。

(必要な体制整備)

- これらに加えて、新しい学習指導要領等が、各学校における授業の中で実効性のあるものとしていくためには、教員一人一人が力量を発揮できるような条件の整備が重要である。
- 「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の充実、子供一人一人の学びを充実させるための少人数によるきめ細かな指導の充実など、次期学習指導要領における指導や業務の在り方に対応するため、必要な教職員定数の拡充を図ることが求められる。また、校務の効率化に資する検討が求められる。
- また、学校が家庭・地域とも連携・協働しながら、新しい学習指導要領等の理念を実現していくためには、園長・校長のリーダーシップの発揮をはじめとする学校のマネジメント機能の強化が必要であり、例えば、教育委員会が実施している管理職研修を見直し、教職大学院をはじめとした大学と連携することなども考えられる。
- 教科書を含む教材についても、各教科等の学習過程を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を支え、学習指導要領の各教科・科目等の目標を達成しやすいものになることが望まれる。

例えば、理数探究（仮称）は、探究の過程を重視する科目となっており（後述参照）、スーパーサイエンスハイスクールにおける取組なども踏まえつつ、質の高い教材や、指導方法が、学校に提供・共有される必要がある。

- 条件整備の一つとして、ICTの環境整備を進める必要がある。その際、教育効果が高いだけでなく、教員にとって使いやすい機器や教材を、具体的かつ丁寧に学校現場に提供していくとともに、そうした機器や教材のよさを活かした授業を展開できるよう、I

CTに関する教員研修の充実も求められる。

- 加えて、各学校が自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価し改善していく取り組みである学校評価については、子供たちの資質・能力の育成やカリキュラム・マネジメントと関連づけながら実施されることが求められる。学校のグランドデザインや学校経営計画に記される教育目標は、教育課程の一部でもある。学校評価において目指すべき目標を、子供たちに身に付けるべき資質・能力として設定すれば、その評価・改善の営みはカリキュラム・マネジメントそのものであるとみることもできる。

(業務効率化)

- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「次世代の学校」を実現するためには、教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境が不可欠である。文部科学省において平成28年6月に「学校現場における業務の適正化に向けて」を策定し、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策を提案している⁵¹。こうした改善方策が着実に実施されるよう、国、地方自治体が一体となった取組が求められる。

(新しい教育課程が目指す理念の共有)

- こうした取組を進めるに当たっては、新しい教育課程が目指す理念を、学校や教育関係者のみならず、保護者や地域の人々、産業界等を含め広く共有し、子供の成長に社会全体で協働的に関わっていくことが必要である。
- 特に学校現場への周知については、プロセスそのものが重要になる。例えば、学校長に対してどのように伝えるかは、学校としてどのような目標を掲げカリキュラム・マネジメントを実質化していくのかという観点からも重要な要素となる。
- また、一人一人の教員が、本「審議まとめ」を通じて次期学習指導要領の理念や基本的な考え方に触れ、自身の専門性を高めていけるようにすることも重要である。
- 地域社会と教育の理念を共有していくことは、様々な教育課題に対して、学校教育だけではなく社会教育と連携・分担しながら地域ぐるみで対応していくことにつながる。また、保護者の理解と協力を得ることは、学校教育の質の向上のみならず、家庭教育を充実させていくためにも大きな効果があると考えられる。国には、本「審議のまとめ」を広く広報し、その成果を今後の答申等に生かしていくことが求められる。

⁵¹ 「学校現場における業務の適正化に向けて」(平成28年6月13日)においては、1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する、2. 部活動の負担を大胆に軽減する、3. 長時間労働という動き方を改善する、4. 国・教育委員会の支援体制を強化する、ことを柱とした改善方策を示している。

9. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

① 幼児教育

(i) 現行幼稚園教育要領等の成果と課題

- 幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきたところであり、現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨については、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校の研究成果等から、おおむね理解されていると考えられる。
- 一方で、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育との接続では、子供や教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題も見られる。
- また、近年、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児教育の重要性への認識が高まっている。
- さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園等を通じてすべての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきている。
- このため、上記のような研究成果や調査結果を踏まえつつ、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めたすべての施設全体の質の向上を図っていくことが必要となっている。

(ii) 幼稚園等における「カリキュラム・マネジメント」について

- 幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けては、幼稚園等において、子供の姿や地域の実情等を踏まえつつ、どのような教育課程を編成し、実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」を確立することが求められる。
- 「カリキュラム・マネジメント」は、教職員が全員参加で、幼稚園等の特色を構築していく営みであり、園長のリーダーシップの下、すべての教職員が参加することが重要である。また、こうしたカリキュラム・マネジメントを園全体で実施していくためには、教員一人一人が教育課程をより適切なものに改めていくという基本的な姿勢を持つことも重要である。

- 幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること、家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと、預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていることなどから、「カリキュラム・マネジメント」は極めて重要である。
- このため、幼稚園等においては、以下の三つの側面から「カリキュラム・マネジメント」を捉える必要がある。
 - ① 各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の学びを念頭に置きながら、幼児の調和の取れた発達を目指し、幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点で、その目標の達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織すること。
 - ② 教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
- 各幼稚園等では、これまで以上に上記の三つの側面から「カリキュラム・マネジメント」の機能を十分に発揮して、幼児の実態等を踏まえた最も適切な教育課程を編成し、保護者や地域の人々を巻き込みながらこれを実施し、改善・充実を図っていくことが求められる。

(iii) 幼児教育において育みたい資質・能力と幼児期にふさわしい評価の在り方について

(ア) 幼児期の特性に応じて育まれる「見方・考え方」

- 幼児期は、幼児一人一人が異なる家庭環境や生活経験の中で、自分が親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を感じ取ったり気付いたりする時期であることから、ものの見方・考え方も園生活全体を通して、一人一人の違いを受け止めて培うことが大切である。
- 幼児教育における「見方・考え方」は、幼児がそれぞれの発達に即しながら身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験を重ね遊びが発展し生活が広がる中で、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、諸感覚を働かせながら、試行錯誤したり、思い巡らしたりすることである。
- このような「見方・考え方」は、遊びや生活の中で幼児理解に基づいた教員による意図的、計画的な環境の構成の下で、教員や友達と関わり、様々な体験をすることを通して広がったり、深まったりして、修正・変化し発展していくものである。こういった「見方・考え方」が幼稚園等における「学び」につながるものである。

- このような様々な体験等を通して培われた「見方・考え方」は、小学校以降において、各教科等の「見方・考え方」の基礎になるとともに、これらを統合化することの基礎ともなるものである。

(イ) 幼児教育において育みたい資質・能力の整理と、小学校の各教科等との接続の在り方

- 育成すべき資質・能力の三つの柱は、「18歳の段階で身に付けておくべきことは何か」という観点や、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、各学校段階の各教科等において、系統的に示されなければならないこととされている。
- 幼児教育においては、幼児期の特性から、この時期に育みたい資質・能力は、小学校以降のような、いわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むことが重要である。このため、資質・能力の三つの柱を幼児教育の特質を踏まえ、より具体化すると、以下のように整理される。
- ① 知識・技能の基礎（遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか）
- ② 思考力・判断力・表現力等の基礎（遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）
- ③ 学びに向かう力、人間性等（心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか）
- これらの資質・能力は、現行の幼稚園教育要領等の5領域の枠組みにおいても育んでいくことが可能であると考えられることから、幼稚園教育要領等の5領域は引き続き、維持することとする。なお、幼児教育の特質から、幼児教育において育みたい資質・能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育んでいくことが重要である。（別添1を参照）
- また、5領域の内容等を踏まえ、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を平成22年に取りまとめられた「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」を手掛かりに、資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、明らかにしたものが、以下の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である。

① 健康な心と体

幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を

十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。

② 自立心

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

③ 協同性

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

④ 道徳性・規範意識の芽生え

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

⑤ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。

遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

⑥ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

⑦ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。

身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

⑧ 数量・図形、文字等への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

⑨ 言葉による伝え合い

言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

⑩ 豊かな感性と表現

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい意欲が高まるようになる。

○ この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5領域⁵²の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したものであり、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではない。もとより、幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、これらの姿が育っていくことに留意する必要がある。

○ また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児においても、これを念頭に置きながら5領域にわたって指導が行われることが望まれる。その際、3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意する必要がある。

○ さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児後半の評価の手立てともなるものであり、幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待できる。

○ 小学校の各教科等においても、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行うとともに、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、幼児期に育まれた「見方・考え方」や資質・能力を徐々

⁵² 幼稚園教育の「ねらい」と「内容」を発達の側面からまとめたもので、心身の健康に関する領域「健康」、人とかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」からなる。

に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。

(ウ) 資質・能力を育む学習過程の在り方

- 幼児教育において、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である。「論点整理」においては、習得・活用・探究という学習プロセスの重要性が提言されており、幼児教育においても、資質・能力を育む上で学習の過程を意識した指導が重要である。
- 幼児教育における学習過程は、発達の段階によって異なり、一律に示されるものではないが、一例を示すとすれば、5歳児の後半では、遊具・素材・用具や場の選択等から遊びが創出され、やがて楽しさや面白さの追求、試行錯誤等を行う中で、遊びへ没頭し、遊びが終わる段階でそれまでの遊びを振り返るといった過程をたどる。
- 上記のような学習過程が実現するには、教員は、幼児期に育みたい資質・能力を念頭に置いて環境を構成し、このような学習過程の中で、一人一人の違いにも着目しながら、総合的に指導していくことが前提となる。

(エ) 幼児期にふさわしい評価の在り方

- 幼稚園における評価については、現行の幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるものを評価してきたところである。
- 次期幼稚園教育要領等においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化の方向性が示されることに伴い、幼児期の評価についても、その方向性を踏まえ、改善を図る必要がある。
- 具体的には、幼児一人一人のよさや可能性を評価するこれまでの幼児教育における評価の考え方は維持しつつ、評価の視点として、幼稚園教育要領等に示す各領域のねらいのほか、5歳児については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点を新たに加えることとする。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものでないことに留意するようにする。
- また、幼児の発達の状況を小学校の教員が指導上参考にできるよう、指導要録の示し方の見直しを図るとともに、指導要録以外のものを含め、小学校と情報の共有化の工夫を図る。
- その他、日々の記録や、実践を写真や動画などに残し可視化したいいわゆる「ドキュメンテーション」、ポートフォリオなどにより、幼児の評価の参考となる情報を日頃から蓄積するとともに、このような幼児の発達の状況を保護者と共有することを通じて、幼稚園等と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進めていくことが大切である。

(iv) 資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実

- 幼児教育は、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした教育を実践することが何よりも大切であり、教員は、幼児の自発的な遊びを生み出すために必要な環境を構成することが求められる。
- 特に、近年、少子化や都市化等の進行によって、友達との外遊びや自然に触れ合う機会が減少してきていることから、教員は、戸外で幼児同士が関わり合ったり、自然との触れ合いが十分経験したりできる環境を構成していくことが重要となってきた。
- 先に述べた幼児期に育みたい資質・能力は、このような遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育てていくものであり、これまで幼児教育において大切にされてきた社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものの育成も含め、以下に述べる教育内容等の改善を通じて更に充実を図り、小学校以降の学びにつなげていく必要がある。

(ア) 幼稚園教育要領等の構成の見直し

- 「カリキュラム・マネジメント」や学習・指導方法の改善など各学校種共通で示された学習指導要領等の総則の見直しのほか、幼稚園教育要領等固有の主な構成の見直しについては、以下のとおりである。
- 預かり保育など教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などについては、これまでも教育課程に係る教育活動を考慮して行われてきたところであるが、幼児の生活を見通しを持って把握し、幼稚園等における「カリキュラム・マネジメント」を充実する観点から、教育課程や預かり保育を含め、登園から降園までの幼児の生活全体を捉えた全体的な計画の作成を幼稚園教育要領等に位置付ける。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る観点から、5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿について10項目に整理した「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を幼稚園教育要領等に新たに位置付ける。

(イ) 資質・能力の整理を踏まえた教育内容の見直し

- 育成すべき資質・能力については、幼児教育から高等学校教育までを通じて、見通しを持って系統的に示す必要があることから、現在の領域構成を引き継ぎつつ、資質・能力の三つの柱に沿って、内容の見直しを図る。

(ウ) 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- 近年の子供の育ちを巡る環境の変化等を踏まえた教育内容の見直しについては、以下のとおりである。
- 安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育む観点から、状況に応じて自ら機敏に行動することができるようにするとともに、安全についての理解を深めるようにする。
- 幼児期における多様な運動経験の重要性の指摘を踏まえ、幼児が遊ぶ中で体の諸部位を使った様々な体験を重視するとともに、食の大切さに気付いたり、食に対する態度を

身に付けたりすることを通じて、幼児の心身の健やかな成長の増進を図るようにする。

- 幼児期におけるいわゆる非認知的能力を育むことの重要性の指摘等を踏まえ、身近な大人との深い信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、例えば、親しみや思いやりを持って様々な人と接したり、自分の気持ちを調整したり、くじけずに自分でやり抜くようにしたり、前向きな見通しを持ったり、幼児が自分のよさや特徴に気付き、自信を持って行動したりするようにする。
- 学習プロセス等の重要性を踏まえ、具体的な活動の中で、比べる、関連付ける、総合するといった、思考の過程を示すなど、思考力の芽生えを育むようにする。
- 社会に開かれた教育課程の重要性を踏まえ、自然に触れたり、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に触れたり、異なった文化等に触れたりし、これらに親しみを持てるようにするなどして、幼児に、自然や身の回りの物を大切にする態度や、社会とのつながりの意識を育んだり、多様性を尊重する態度や国際理解の意識の芽生え等を育んだりするようにする。その際、園内外の行事を活用することも有効と考えられる。
- 視聴覚教材等については、幼児教育では、直接体験が重要であることを踏まえつつ、例えば、日頃の幼稚園生活では体験することが難しい体験を補完したりする場合や、幼児がより深く知りたいと思ったり、体験を深めたいと思ったりした場合の活用法を示すことを検討する。
- 幼児期における言語活動の重要性を踏まえ、幼児が言葉のリズムや響きを楽しんだり、知っている言葉を様々な使いながら、未知の言葉と出会ったりする中で、言葉の獲得の楽しさを感じたり、友達や教員と言葉でやり取りしながら自分の考えをまとめたりするようにする。
- 身近な自然や生活の中にある、何気ない音や形、色に気付き楽しむことが、幼児の豊かな感性や自分なりの表現を培う上で大切であることから、自然や生活の中にある音や素材に触れる機会の充実を図るようにする。

(エ) 幼稚園における預かり保育と子育ての支援の充実

- 社会と教育課程のつながりを大切にする「社会に開かれた教育課程」としての役割は、預かり保育や子育ての支援を通じて、施設や機能を開放してきた幼稚園では、これまでも担われてきたものである。近年の社会環境の急速な変化に対応し、今後も、幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくためには、以下のような改善を図っていく必要がある。
- 幼稚園生活全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要があることや地域の人々との連携などチームとして取り組むことの例を示す。
- 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観

点から、子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組むようにする。

(v) 学びや指導の充実と教材の充実

(ア) 「主体的・対話的で深い学び」の充実

- 幼児教育における重要な学習としての遊びは、環境の中で様々な形態により行われており、以下のアクティブ・ラーニングの視点から、絶えず指導の改善を図っていく必要がある。その際、発達過程により幼児の実態は大きく異なることから、柔軟に対応していくことが必要である。
- ① 直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとして捉える「深い学び」が実現できているか。
- ② 他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 周囲の環境に興味や関心を持って積極的に働き掛け、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待を持ちながら、次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

(イ) 教材の在り方

- 教科書のような主たる教材を用いるのではなく、体を通して体験的に学ぶ幼児教育において、幼児が主体的に活動を展開できるかどうかは、教員の環境の構成にかかっており、教員が日常的に教材を研究することは極めて重要である。また、継続的な教材研究により教材の質が高まることで、「見方・考え方」も発展させることが期待できる。
- このため、幼児の発達に即して、幼児の経験に必要な遊具や用具、素材等の検討・選択及び環境の構成の仕方など、教員による日々の継続的な教材研究の必要性などについて、明確化を図る。

(vi) 必要な条件整備等について

- 教育の成果は、その担い手である教員の資質・能力に負うところが大きく、特に、幼児教育において、教員は幼児のモデルとして様々な役割を果たしており、与える影響も極めて大きい。加えて、幼稚園等は、若い世代の入れ替わりが多く、経験に基づく知見が蓄積されにくく、また、預かり保育や子育ての支援など教育課程以外の活動へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しくなっている現状を踏まえると、資質・能力の向上を図るための研修の在り方が喫緊の検討すべき課題となっている。
- このため、各幼稚園等においては、教員以外の職員も含め、相互に日頃の実践につい

での意見交換やテーマに基づく研究の実施など、園内研修の継続・充実を図るとともに、園外研修の機会の確保を図ることが必要である。その際、特に近年の幼稚園等の小規模化を踏まえ、複数の園による多様な立場にある教員等の交流の機会を確保することも重要である。また、国や教育委員会等においては、指導方法等に関して参考となる教材の開発や研修体制の充実を図るとともに、幼稚園等においては、地域の幼稚園教員養成課程を有する大学・学部や幼児教育研究団体等との連携も必要である。とりわけ、地域の幼稚園教員養成課程を有する大学・学部においては、最新の知見に基づいた教育・研究が期待されることから、常に最新の情報の獲得に努めることが求められる。

- また、各地域における幼児教育の質の充実を図るためには、市区町村を中心に幼児教育の経験を持った指導主事の配置や幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回して指導・助言を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置や、都道府県を中心に地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置など幼児教育の推進体制の整備が求められる。
- 今後とも、幼児教育の質の向上を図っていくためには、中長期的な観点から幼児教育に関する基礎的な研究を行う必要がある。このため、平成28年度より国立教育政策研究所に新たに設置された幼児教育研究センターを中心にして、継続的に政策効果に関する調査研究活動を行っていくことが求められる。
- 幼保連携型認定こども園の教育については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保しなければならないとされていることを踏まえ、現在、行われている保育所保育指針の改定に向けた検討との整合性を図るなど、引き続き審議することとする。

②小学校

(i) 小学校教育の基本と、低・中・高学年それぞれの課題

- 小学校においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」を培うこと及び「国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を養うことを目的とする義務教育のうち、基礎的なものを施すことが目的となる。
- 小学校教育における現状の課題について考えると、小学校の6年間という期間は子供たちにとって大きな幅のある期間であり、低学年、中学年、高学年の発達の段階に応じて、それぞれ異なる課題が見受けられるとの指摘があるところである。
- 低学年においては、その2年間の中で表れた学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題が指摘されている。学習の質に大きく関わる語彙量を増やすことなど基礎的な知識・技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えることなど、中学年以降の学習の素地を形成していくとともに、一人一人のつまずきを早期に見だし、指導上の配慮を行っていくことが重要となる。
- 中学年は、生活科の学習が終わり、理科や社会科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通じて低学年で身に付けたことを、より各教科の特質に応じた学びにつなげていく時期である。例えば国語科における言葉の働きについても、低学年における「事物の内容を表す働き」等に加えて、「考えたことや思ったことを表す働き」があることに気付くなど、指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、そうした内容を扱う学習に円滑に移行できるような指導上の配慮が課題となる。
- 高学年においては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、育成すべき資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている。定期的に文部科学省が実施している「教育課程の編成・実施状況調査」の結果を見ても、理科や音楽などを中心に、特に高学年において、専科指導を行う学校の割合は年々増加しているところである。こうした専科指導の充実、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である。
- また、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要となっているとの指摘もあるところである。こうした課題に対応するためには、学級担任だけではなく、複数の教員が関わり育てていくことが重要になっており、専科指導による教科担任の充実、結果的にこうした多面的な子供たちとの関わりを創り出すことにもつながっている。学級担任制のよさと、教科担任のよさを兼ね備えた指導体制の確立が課題となっているところである。
- 小学校教育の改善・充実に当たっては、上記のような低・中・高学年それぞれの課題を踏まえつつ、幼児教育や中学校教育との接続を考えながら、高等学校卒業までに育成すべき資質・能力や、義務教育を通じて育成すべき資質・能力の在り方な

どを見通していくことが必要である。

(ii) 言語能力の育成と国語教育、外国語教育の改善・充実

(ア) 小学校段階における言語能力育成の重要性について

- 学習や生活の基盤作りという観点から、小学校段階における言語能力の育成がその後の学習に与える影響は極めて大きい。特に小学校低学年において、語彙量を増やしていくことがその後の学習に大きな影響を与えると指摘されていることなども踏まえながら、義務教育の初期段階を担う小学校教育において、重要な課題として取り組んでいく必要がある。
- こうした言語能力については、すべての教科等における言語活動の充実を通じて育成を図るべきものであるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語教育及び外国語教育の果たすべき役割は極めて大きい。言語能力の向上に関する特別チームがまとめた言語能力を構成する資質・能力やそれらが働く過程、育成の在り方を踏まえながら、改善・充実の在り方を考えていくことが必要である。

(イ) 国語教育の充実

- グローバル化する中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、日本人としての美德やよさを備えつつ、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められており、多様な情報や考えを理解して、文章や発話により表現したり、個人や集団としての考えを形成して深化させたりしていくために必要となる、言語能力や情報活用能力の向上が重要な課題となっている。
- 国語教育を通じて、言葉や文化に対する理解を深め、国語で理解したり表現したり、考えを形成し深める力を身に付けることは、言語能力の向上や、あらゆる学習の基盤の形成に不可欠なものである。また、言語能力を向上させるとともに、古典に関する学習を通じて、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受していくことにより、我が国の文化を理解して語り継承したり、異文化を理解し多様な人々と協働したりできるようになることが重要である。
- 現行学習指導要領の国語科においては、実生活で生きて働き、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てること等に重点を置いて、その充実が図られた。
- しかし、例えば小学校では、文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること、目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連づけて理解を深めたりすることなどに課題があることが明らかになっている。
- 小学校の国語科については、高等学校における科目構成の見直し等も見通しながら、資質・能力の整理と学習過程の在り方を踏まえた教育内容の構造化を図ることとしている。

- 特に、小学校低学年の学力差の大きな背景に語彙の量と質の違いがあるとの指摘がなされている。また、考えを形成し深める力を身に付ける上で、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにすることが必要である。小学校低学年で現れた学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響していることを踏まえると、語彙量を増やしたり語彙力を伸ばしたりする指導の改善・充実を図ることが重要である。

(ウ) 外国語教育の充実

(a) 小・中・高等学校を通じて一貫して育成すべき外国語教育における資質・能力

- グローバル化が急速に進展する中で、子供たちの将来の職業的・社会的な環境を考えると、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、今まで以上にその能力の向上が課題となっている。
- このような背景の中で、外国語活動及び外国語科においては、小・中・高等学校を通じて、発達の段階に応じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを理解したり伝えたりする力の育成を目標に掲げ、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」などに必要な力を総合的に育成することをねらいとして、現行の学習指導要領に改訂され、これまでも様々な取組を通じて充実が図られてきた。
- 一方で、各学校段階での指導改善による成果が認められるものの、児童生徒の学習意欲に関する課題があるとともに、学校種間の接続が十分とは言えず、進学後に、それまでの学習内容を発展的に生かすことができていないといった状況も見られる。また、中・高等学校においては、文法・語彙等の知識がどれだけ身に付いたかという点に重点が置かれた授業が行われ、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取組、特に「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動が十分に行われていないことや、知識や経験を生かしてコミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて適切に表現することなどに課題があると考えられる。
- このため、次期学習指導要領においては、小・中・高等学校を通じて育成すべき資質・能力を、前述の三つの側面を踏まえつつ、①各学校段階の学びを接続させること、②知識・技能を活用し、思考・判断・表現する力、学びに向かう力・人間性等を育成するため、「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から一貫した教育目標（具体的な指標形式の目標を含む。）を学習指導要領に設定する。それに基づき、外国語を「どのように使うか」、例えば、国際共通語としての英語を通して「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という観点から、卒業後、どのような職業等に就くとしても生かすことができるような資質・能力を、児童生徒が将来の進路や職業などと結び付け主体的に学習に取り組む態度等を含めて育まれるようにする必要がある。このため、学習・指導方法、評価方法の改善・充実を

一体的に図っていく必要がある。

- このため、国際的な基準を参考に、外国語教育の目標に沿って、高等学校卒業時において共通に求められる資質・能力を発達段階に応じた形で明確にした上で、外国語学習の特性を踏まえて育成する「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」を明確にし、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして指標形式の目標を設定する。各学校においては、国が学習指導要領に定める外国語科の指標形式の目標を踏まえ、学校毎に具体的な学習到達目標を設定する。
- 指標形式の目標は、小学校中学年段階から「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり、発表）」「書くこと」の領域ごとに児童生徒の発達の段階に応じて「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を統合的に設定するとともに、これらの複数を組み合わせる効果的に活用する言語活動をより重視した目標とするこれらを踏まえ、外国語教育において育成すべき資質・能力を育む学びのプロセス（学習過程）の改善・充実を図ることとする。
- これまで求められる生徒の英語力として、国の第2期教育振興基本計画(平成25年度～29年度)に掲げられている学習指導要領に基づき達成される英語力の目標を基に、中学校卒業段階で国際的な基準であるCEFRのA1レベル程度以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2～B1レベル程度以上を達成した中高生の割合を50%⁵³とするこの実現に向けた取組を推進してきた。今後、第2期教育振興基本計画の期末においては、これまでの取組を評価した上で、今後、審議される第3期教育振興基本計画(平成30年度～34年度)において、次期学習指導要領に沿った目標を設定し、更なる改善・充実を図る必要がある。
- あわせて、言語能力向上の観点から、外国語教育においては、他者とのコミュニケーション（対話や議論等）の基盤を形成する側面を、資質・能力全体を貫く軸として重視しつつ、他の側面（創造的思考、感性・情緒等）からも育成すべき資質・能力が明確となるよう整理することを通じて、外国語教育を更に改善・充実する。
- このため、外国語教育においては、小・中・高等学校を通じて、外国語で他者とコミュニケーションを図る基盤を形成するため、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」のバランスの取れた育成を踏まえつつ、言語や文化に対する理解を深め、他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコ

⁵³ 国の第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)(平成25年6月14日閣議決定)においては、成果指標として、中学校卒業段階で英検3級程度以上、高等学校卒業段階で英検準2級程度～2級程度以上を達成した中高生の割合を50%とすることとされている。また、「英語教育の在り方に関する有識者会議」報告(平成26年9月)においては、これまで設定されている英語力の目標から、高校生の特性・進路等に応じて、高等学校卒業段階で、例えば英検2級から準1級、TOEFLiBT60点前後以上等(CEFRB1～B2レベル程度)を設定し、生徒の多様な英語力の把握・分析・改善を行うことが必要であると指摘されている。さらに、平成27年度の国の行政事業レビューでは、第2期期末時のレビューを経た上で、将来的な目標設定を行うことを提示している。

コミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

(b) 小学校の外国語教育における改善・充実

- 小学校段階においては、高学年の「外国語活動」の充実により、児童の高い学習意欲、中学生の変容などの成果が認められる一方で、①音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない、②国語と英語の音声の違いや英語の発音と綴りの関係、文構造の学習において課題がある、③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり体系的な学習が求められることなどが課題として指摘されている。
- これらの成果と課題を踏まえて、中学年から「聞く」「話す」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」及び「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うことが求められる。その際、これまでの課題に対応した教科化に向けて、新たに①アルファベットの文字や単語などの認識、②国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き、③語順の違いなど文構造への気付きなど、言語能力向上の観点から「言葉の仕組みの理解」などを促す指導を行うために必要な時間を確保することが必要である。
- 小学校高学年においては、
 - ・教科としての外国語教育のうち基礎的なものとして、中学年から高学年及び中学校への学びの連続性を持たせながら、これまでの体験的な「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」の領域を扱う言語活動を通じて、より系統性を持たせた指導（教科型）を行う。その際、外国語の基本的な表現に関わって聞くことや話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う体系的な指導を行う教科として位置付ける。
 - ・教科として位置付ける際、単に中学校で学ぶ内容を小学校高学年に前倒しするのではなく、身近なことに関する基本的な表現による各領域の豊かな言語活動を行うため、発達の段階に応じた「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、積極的に英語を読もうとしたり書こうとしたりする態度の育成を含めた初歩的な運用能力を養うこととする。
- 例) 馴染（なじ）みのある定型表現を使って、自分の好きなものや一日の生活などについて、友達に質問したり、質問に答えたりすることができる。
 - ・教科として評価する際、英語嫌いにならないようにするため、外国語を読んだり、書いたりすることなどを通して、言葉の仕組みの面白さなどに気付きながら活用しようとする態度をより適切に評価できるようにすることが重要である。
- あわせて、小学校で学んだ語彙、表現などは中学校において、小学校とは異なる

場面で使ったり別の意味で活用したりするなど、言語活動において繰り返し活用し定着を図る。さらに、中学校で学習した語彙・表現・文法事項等は高等学校においても意味のある文脈の中で コミュニケーションを通して繰り返し触れることが重要である。その際、ICT等を活用した効果的な言語活動を行うよう工夫が求められるとともに、児童生徒が自らの学習活動を振り返って次につながる主体的な学びができるようにすることが必要である。

- このような方向性を目指し、小学校高学年において「聞くこと」「話すこと」の活動に加え、「読むこと」「書くこと」を含めた領域を扱う言語活動を展開し定着を図り、教科として系統的な指導を行うためには、年間70単位時間の時数が必要である。また、中学年における外国語活動については、従来の外国語活動と同様に年間35単位時間の時数が必要である。
- その場合の外国語科の授業時数については、小学校高学年において、現行の外国語活動に必要な時間の倍程度となる年間70単位時間の時数を、中学年における外国語活動については、現行の外国語活動と同様の35単位時間必要である。

(c) 短時間学習等の活用など、柔軟なカリキュラム設定に関する考え方

- これまでの成果・課題を踏まえつつ、教育課程全体の枠組みの状況⁵⁴を考慮すると、小学校高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、ICT等も活用しながら10～15分程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導を行う短時間学習（帯学習、モジュール学習。以下「短時間学習」という。）⁵⁵を含めた柔軟なカリキュラム設定の在り方と必要な「カリキュラム・マネジメント」を、教育課程全体を見通しながら実現していく必要がある。
- 弾力的な授業時間の設定に関する研究開発学校等の先行的な取組状況や「教育課程の編成・実施状況調査」の結果、これまでの成果・課題等を踏まえ、今後、外国語科の特質を踏まえた指導内容のまとまりや教育効果を高める観点から、短時間学習を行う場合には、学習指導要領上の標準授業時数内で、その時間を年間授業時数に含め、その目標を明確にし、まとまりのある授業時間との関連性を確保した上で実施することが必要である。
- 前述の調査結果や小学校の取組の現状を踏まえると、短時間学習については、授業時

⁵⁴「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月中央教育審議会）6（1）小・中学校の教育課程の枠組みにおいては、「学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる」と指摘された。

⁵⁵ 小学校学習指導要領においては、短時間学習を含む単位時間の設定の工夫について、総則の解説に記載されている。なお、中学校学習指導要領においては、総則本文に「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定がある。

数内外で様々な教科も含めた取組が行われており、すべての小学校において、外国語科に特化した短時間学習を一律に行うこととするのは困難な状況にある。このため、年間70単位時間における一定の短時間学習の在り方を横並びで求めるのではなく、ある場合には45分授業を60分授業の扱いにして、その中の15分を短時間学習として位置付けることや、また別の場合には外国語科の短時間学習を2週間に3回程度実施する、さらに別の場合には夏季、冬季の長期休業期間において言語活動を行うなど、地域や各学校の実情に応じた幅のある柔軟なカリキュラムの設定が必要である。

- 中学年においては、年間35単位時間、週あたり1コマ相当の外国語活動を、短時間学習で実施することは困難であり、小学校の教育課程全体を見通した「カリキュラム・マネジメント」が必要である。
- 以上を踏まえた検討とともに、担当する教員が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制整備が必要であるといった観点から、教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備が不可欠である。

(エ) 国語教育と外国語教育の効果的な連携

- 国語教育と外国語教育は、ともに言語能力の育成に関わるものであるため、学習の対象となる言語は異なるが、共通する指導内容や指導方法等を扱う場面がある。
- このため、学習指導要領等に示す指導内容を適切に連携させたり、各学校において指導内容や指導方法等を適切に連携させたりすることにより相乗効果が生まれ、それぞれの学習が一層充実し、言語能力の向上が図られると考えられることから、双方の効果的な連携が求められる。

(iii) 情報技術を手段として活用する力やプログラミング的思考の育成

- 情報化が急速に進展し、身の回りのものに情報技術が活用されていたり、日々の情報収集や身近な人との情報のやりとり、生活上必要な手続など、日常生活における営みを情報技術を通じて行ったりすることが当たり前の世の中となってきた。情報技術は今後、私たちの生活にますます身近なものとなっていくと考えられ、子供たちには、情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められる。
- 情報技術の基本的な操作については、小学生の1分間あたりのキーボードでの文字入力数が平均5.9文字であることなども踏まえながら、文字入力やデータ保存などに関する技能の着実な習得を図っていくことが求められる。3学年の国語科におけるローマ字学習や、総合的な学習の時間において身に付ける学び方、社会科における資料活用、算数における図形やグラフの作成、理科における実験・観察の記録等の学習とも関連づけながら、着実な習得を図っていくことが必要である。また、国は関係者とも連携して、そのために必要な練習用教材を開発し、Web上で提供していくことが求められる。
- また、身近なものにコンピュータが内蔵され、プログラミングの働きにより生活の便

利さや豊かさがもたらされていることについて理解し、そうしたプログラミングを、自分の意図した活動に活用していけるようにすることもますます重要になっている。中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング教育に関する内容が倍増され、高等学校でも情報科の共通必修科目の新設が予定されている。小学校段階においても、有識者会議による議論の取りまとめ⁵⁶を踏まえながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」などを育むプログラミング教育の実施を位置付けていくことが求められる。

（iv）各学校における「カリキュラム・マネジメント」

（ア）「カリキュラム・マネジメント」の意義

- 教育課程を通じて、言語能力や情報活用能力等も含め、小学校教育として育成すべき資質・能力を育てていくためには、各教科等を学ぶ意義を大切にしつつ相互の関連を図りながら、教科等単独では生み出し得ない教育効果を高めていくことが必要となる。そのための鍵となるのが、「カリキュラム・マネジメント」である。
- 各学校が行う時間割の編成なども、学校における子供の生活時間を、教育課程の指導内容や授業時数との関係でどのようにデザインするかという観点から行われる「カリキュラム・マネジメント」の一部であると言える。現行学習指導要領では、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、授業の1単位時間を何分にするかについて決定したり、創意工夫を生かして時間割を弾力的に編成したりすることができることとされているところである。
- 各学校では、学習指導要領に基づき育成すべき資質・能力を設定し、「カリキュラム・マネジメント」に基づいて、時間割の編成を含めて指導内容を体系化したり、地域や社会との連携・協働の中で、どのように人的・物的資源を活用していくかを計画したりしていくことが求められる。

（イ）小学校における弾力的な時間割編成の現状

- 現行学習指導要領では、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、授業の1単位時間を何分にするかについて決定したり、創意工夫を生かして時間割を弾力的に編成したりすることができることとされている。
- これを踏まえて、各学校においては、時間割を編成するに当たって、子供たちの姿や地域の実情を踏まえつつ、休憩の取り方や休業期間を工夫したり、朝学習や昼学習などの短時間学習の時間を設定したり、授業時間を弾力化したり、学校教育法施行規則の改正に伴った土曜日の活用を行ったりするなど、様々な創意工夫が行われているところである。

⁵⁶ 「小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について（議論の取りまとめ）」小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成とプログラミング教育に関する有識者会議

ある。

- 「教育課程の編成・実施状況調査」によると、例えば6年生において、週28コマとしている小学校は63%、29コマとしている小学校は32%である。
- また、現在、75%の小学校が短時間学習を実施しており、その主な目的としては、「繰り返し学習」による基礎的な知識・技能の定着や生活リズムの形成が挙げられている。指導の成果については、9割以上の学校が、指導の成果や児童の変容が見られたと回答しているところである⁵⁷。
- 短時間学習の実施内容については、読書活動が最も多く（91%。うち7%が授業時数内で実施）、次いで計算練習（84%。うち16%が授業時数内）、漢字練習（78%。うち19%が授業時数内）となっている。外国語活動や英語の学習については、実施している割合は低いが、実施する場合は授業時数に含めて実施している割合が相対的に高くなっている。
- 加えて、学校教育法施行規則の改正等を受けて、現在25%の小学校で土曜授業が実施されている。時間割編成の在り方を考えるに当たっては、こうした多様な編成の現状を踏まえる必要がある。

（ウ）次期改訂に向けた授業時数の考え方と「カリキュラム・マネジメント」

- 「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、これからの時代に求められる資質・能力を育成していくためには、学びの量と質の双方が重要であり、また、教科学習と、教科横断的な学習の双方を充実させていくことが必要である。
- こうした改訂の方向性のもとでは、各教科等の指導内容は維持しつつ、資質・能力の育成の観点から構造化を図ったり、学びの質的な向上を図ったりすることが前提となり、指導内容や授業時数を削減するという選択肢をとることは困難である。
- 現行学習指導要領における各教科等の授業時数を前提に考えれば、外国語教育の充実を図ることにより、時数としては中学年・高学年において年間35時間増となる。週あたりで考えれば1コマ分であるが、教育課程全体の枠組みの状況⁵⁸や、小学校における

⁵⁷ こうした効果の背景には、短時間学習と45分授業との関連づけや指導体制など様々な工夫があるものと考えられ、効果的な実施につながる工夫の在り方等について整理し共有していくことが重要である。

⁵⁸ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成10年1月中央教育審議会）6（1）小・中学校の教育課程の枠組み」においては、「学校では、一週間の中で、各教科等の授業以外にも、特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている、9. にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である、ことなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる」と指摘された。

多様な時間割編成の現状を考慮すると、全小学校において一律の取扱いとすることは困難であり、この時数の確保をどのように行っていくかについては、各学校の実状に応じた「カリキュラム・マネジメント」の視点から検討していくことが必要となる。

- 高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、外国語に多く触れることが期待される外国語学習の特質を踏まえ、外国語科を中心にまとまりのある授業時間との関連性を確保した上で、効果的な繰り返し学習等を行う短時間学習を実施することが考えられるが、他にも、45分に15分を加えた60分授業の設定、夏季、冬季の長期休業期間における学習活動、土曜日の活用や週あたりコマ数の増なども考えられるところであり、場合によってこれらを組み合わせながら、地域や各学校の実情に応じた柔軟な時間割編成を可能としていくことが求められる。
- また、中学年については、外国語活動を短時間学習で行うことや、60分授業の設定は難しいと考えられるが、その他については同様の考え方に基づき、地域や各学校の実情に応じた柔軟な時間割編成を可能としていくことが求められる。

(エ) 小学校の教育課程の改善・充実を支える方策について

- 「カリキュラム・マネジメント」を通じて上記のような工夫を行うことが考えられるとしても、中学年・高学年において、指導内容や授業時数として年間35時間分が増えることに変わりはなく、上限であるとされた前回改訂の授業時数を更に上回る改訂は、教育現場にとっては大きな負担の増となる。
- こうした中で、次期改訂の方向性に向けて、小学校の教育課程の改善・充実を図るには、「カリキュラム・マネジメント」の実践に関する知見の共有とともに、外国語教育に関する教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備、小学校の低・中・高学年それぞれの課題に応じた指導体制の整備が不可欠である。
- 「カリキュラム・マネジメント」を通じた弾力的な時間割の編成の在り方については、短時間学習の位置付けを含め、学習指導要領の総則やその解説において分かりやすく示すこととする。また、こうした時間割の編成に当たっては、外国語教育や特定の学年にとどまらず、すべての教科等と学年全体を見通す視点が必要になることから、効果的な創意工夫の在り方について、国や教育委員会と小学校現場、関係団体が連携して調査研究を行い、その成果を普及させていくことが求められる。
- 外国語教育については、効果的な教材開発と、指導者の確保が課題となる。教材については、教科書が、今回改訂の教科化の内容や、「カリキュラム・マネジメント」の考え方に対応したものとなることが重要であり、そうした教科書の在り方につなぐためにも、先行して教科化に対応した新たな教材を平成30年度に活用できるようにする必要がある。このため、平成28年度中に、先進的な取り組みを実施する学校等へ配布した

小学校中学年・高学年向けの新たな補助教材⁵⁹の検証を開始し、平成29年度にかけて開発を行うことが求められる。あわせて、活用しやすいICT教材の開発が求められる。

- 指導者の確保については、中学校区等の地域単位を基盤として、中学校や複数の小学校が連携した研修、中学校と小学校の教員の相互の授業参加、専科指導を行うなど連携体制を構築する必要がある。例えば、「英語教育推進リーダー」を中心とした域内研修を行うことなどにより、学級担任はじめ全教員が外国語に触れ、外国語教育が指導できるよう校内研修の充実を含めた外国語教育における域内の連携体制を充実させていくなど、各地方自治体における体制づくりが求められる。また、そのような体制を確保しながら、教員の養成・研修・採用を通じた充実を図っていくことが重要である。
- 小学校のコア・カリキュラムの開発・普及により教職課程を改善・充実するとともに、現職教員が外国語の指導に関する専門性を高めることができるよう、小学校の教科化に必要な内容を加えた認定講習の開設支援等を行う。あわせて、専科指導を行う教員の養成・確保や、外部人材の活用支援等により、専門性を一層重視した指導体制を構築する。
- 小学校全体の指導体制に関しては、特に高学年に関して、専科指導を充実させることにより、学級担任制のよさと、教科担任のよさを兼ね備えた指導体制を確立していくことが求められる。こうした観点から、学年段階の柔軟な区切りを可能とする義務教育学校制度の更なる活用の促進も求められる。

⁵⁹ 補助教材の名称（平成27・28年度に開発）・・・

③中学校

(i) 中学校教育の基本

- 中学校においては、義務教育を行う最後の教育機関として、教育基本法第5条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までに育むことができるよう、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められている。
- 「社会に開かれた教育課程」の理念の下、これからの時代に求められる資質・能力を育成していくため、現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、高等学校における新たな教科・科目構成との接続を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、中学校教育の充実を図ることとしている。
- 加えて、カリキュラム・マネジメントに基づく教科横断的な視点からの学習の充実が必要である。特に、教科担任制をとる中学校においては、学年間の縦の連携に加え、教科横断的な意識を教員それぞれが持つことが重要である。教科横断的な視点からの校内の研修体制の充実は、中学校においても大切である。

(ii) 「カリキュラム・マネジメント」を軸とした中学校教育の改善・充実

(ア) 多様化する課題に対応するための「カリキュラム・マネジメント」の実現

- 中学生の時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付きはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤（かつとう）の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだす。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあり、思春期特有の課題が現れる。生徒指導に関する問題行動などが表出しやすいのが、思春期を迎えるこの時期の特徴である。
- このように、発達の段階に応じて多様化する課題に対して、各中学校ではこれまでも生徒指導主事、進路指導主事等の校務分掌を担当する教員を中心に、生徒一人ひとりの発達をきめ細かに支える熱心な取組が展開されてきたところである。今後は、「カリキュラム・マネジメント」を軸としながら、各学校が直面する課題にどのように対応し、子供たちにどのような資質・能力を育むことを目指すのかを、学校教育目標や育成すべき資質・能力として明確にし、すべての教職員や地域が課題や目標を共有して対応していくことが重要になる。また、各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等の意義を、子供たちの発達を支え、資質・能力を育成するという観点から捉え直すことにより、さらなる効果的な取組の充実を図っていくことが求められる。
- また、中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、部活動などの教育課程外の

学校教育活動や、地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、例えば、社会教育団体が主催する地域貢献の活動や、幼児への絵本の読み聞かせ会などの活動に中学生が参加し、地域の高齢者や幼児児童など異年齢の者との様々な交流を深める機会を得ることは、ともすれば学校生活に留まりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このように、「社会に開かれた教育課程」の視点から、生徒の多様な学びや経験の場を保障し、生徒一人一人の資質・能力を育成していくためには、教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程との有機的な関連を一層充実する観点から以下の改善を図ることとする。

- ・「社会に開かれた教育課程」の視点から、授業での学びと教育課程外の多様な教育活動とを関連付けることにより、生徒が、多様な分野の学びや社会とのつながり、キャリア形成の可能性に触れながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成する。
- ・「社会に開かれた教育課程」の理念の下、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を認識した上で、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築き、教育活動を充実する。
- ・教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すものとする。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものにならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

(イ) 将来にわたる持続可能性を踏まえた部活動の在り方

- 部活動については現行学習指導要領では「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う」こととされている。
- 部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が高いことも指摘されているが、そうした教育が、部活動の充実の中だけで図られるのではなく、教育課程内外の学校教育活動の関連を図り、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要である。

○ このことを踏まえ、部活動については教育課程との関連を図った適切な運営を推進する観点から以下の改善を図ることとする。

- ・子供の自主的・自発的な参加により行われるスポーツや文化、科学等に関する活動については、学校教育か社会教育かといった枠を超えて、共に子供の成長を支えるという観点到立つ必要がある。少子化が進む中で、部活動の実施に必要な集団の規模や指導体制を持続的に整えていくためには、中学校単独での部活動の運営体制から、複数の中学校を含む一定規模の地域単位で、その運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であり、そうした将来の在り方を描きながら、教育委員会や関係団体等を中心として指導に必要な体制の基盤を整えていくことが求められる。
- ・部活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する視点が求められることを明確にする。これにより、部活動と教育課程との関連がより一層明確になると考えられる。

特に「深い学び」を実現する観点からは、例えば、保健体育科（運動領域）の「見方・考え方」は「運動やスポーツの価値（公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全等）や特性に着目して楽しさや喜びを見出すとともに、体力の向上に果たす役割を捉え、自己の適性等に応じて「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方について考えること。」と整理している。運動部活動においても、こうした見方・考え方を生かしながら、競技を「すること」のみならず、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方、多様なスポーツのよさを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かなかわり方を学ぶような指導が求められる。

こうした指導の考え方に基づき、スポーツや文化、科学等それぞれの分野に関する科学的知見や、指導者や仲間との言語活動を重視した指導者教育が行われることが重要である。

- ・部活動が教育課程内の教育活動と相乗効果を持って展開されるためには、部活動の時間のみならず、子供の生活や生涯全体を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが求められる。
- ・部活動も含めた、子供の自主的・自発的な参加により行われるスポーツや文化、科学等に関する活動の実施にあたっては、教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等との各種団体との連携など、生徒にとっても多様な経験の場となるよう、運営上の工夫を行うことが求められる。

④高等学校

(i) 高等学校教育の基本

- 高等学校は、中学校卒業後の約98%の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関である。その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されており、その学びは、高等学校等就学支援金制度等により社会全体で支えられているものである。
- 平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっている。高等学校においては、社会で求められる資質・能力をすべての生徒に育み、未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に強く求められている。
- 高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等といった外部要因によりその在り方が規定されてしまい、目指す教育改革が進めにくいとの指摘もなされてきた。しかしながら、現在、1.にも述べられているように、社会や産業の構造が急速に変化する中で、人間として求められる資質・能力とは何かということを、学校と社会が、学びの場面か社会生活の場面かということを超えて共有できる好機にある。
- 今、教育界だけではなく社会的な要請としても求められているのは、初等中等教育がその強みを発揮し、子供たちに生きて働く知識や力を身に付け、大学教育や社会生活の在り方につなげていくことである。とりわけ社会への出口に近い高等学校が、それぞれの学校において子供たちに必要な資質・能力とは何かを明確にし、しっかりと育み次につなげていくことができるかどうかは、単なる接続の問題ではなく、子供自身の人生や未来の社会の在り方に関わる大きな課題となっていると言える。
- こうした中で行われる次期改訂は、特に高等学校にとって、これまでの改訂以上に大きな意義を持つものになると考えられる。それは、今回のこの改訂が、「高大接続改革」という、高校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革や、「キャリア教育」の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものであるからである。
- 文部科学大臣から、次期改訂に向けた審議要請の諮問がなされたのは平成26年11月であるが、これは中央教育審議会高大接続特別部会において答申の最終案が審議され、その最終調整の段階であった。諮問においてはこうした状況が反映され、「高等学校教育について、中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ」検討を行うことが要請された。同年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について」では、今後の学習指導要領改訂の方向性も見据えながら、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、

②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、高等学校教育の改革を実現していくことが求められている。

- こうした高大接続答申の提言も踏まえつつ議論が進め、昨年8月には、資質・能力の在り方や各学校段階別・教科等別の改革の方向性を示した「論点整理」を取りまとめた。この「論点整理」で示した方向性を、22の専門部会の議論に受け継ぎ、すべての教科等において、高大接続改革の実現を目指した学習指導要領の在り方を議論してきた。
- そうした次期改訂に向けた議論の状況は、高大接続改革の具体化のために設置された「高大接続システム改革会議」にも共有され、本年3月の最終報告にも反映されている。このように、初等中等教育と大学教育が連携を密にしながら、これからの時代に求められる知識や力を生徒に育てていくため、手を携えて改善・充実を図るという改革を進めている。
- また「キャリア教育」については、平成23年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を踏まえつつ、小・中・高等学校を通じた充実が議論されているところである。今はまさに、高校と大学、社会が共に歩みを進め、学校種を越え、また学校と社会の間で学びをつなぐことのできる、またとない機会にある。
- 加えて、高等学校は、高等教育機関に進学する生徒にとっては、高等教育におけるより自律的な学びの基盤を作ることが求められる時期である。また、高等学校卒業後に就職等の進路を選択する生徒にとっては、高等学校が学校教育の最終段階として重要な意味を持つことになる。高等学校においては、初等中等教育の総仕上げとして、生涯にわたって学び続けることの意義を生徒が見出せるようにしていくことが求められる。
- こうしたことを踏まえながら、高等学校の教育課程の在り方については、各学校が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸としつつ、育成すべき資質・能力を明確にし、それに基づく「カリキュラム・マネジメント」を図っていくことが重要である。また、育成すべき資質・能力と教育課程の在り方を、生徒や社会と共有していくことも重要である。
- また、高等学校の科目構成については、育成すべき資質・能力の在り方に基づいた抜本的な見直しを図ることとしている。新しい科目の趣旨に沿った教材の開発や教員の養成・研修がなされるよう、科目の趣旨を周知し、指導体制の確保等に必要な仕組みを構築していくことも重要である。
- また、高等学校における指導や評価の改善・充実が未来を創り出すものだとすることを認識し、指導と多面的な評価を通じて生徒の資質・能力を伸ばしていくことを教員の

中核的な業務として捉えていくことが重要となる。

(ii) 各高等学校において育成すべき資質・能力とカリキュラム・マネジメント

- 高等学校では、生徒はその後には多様な進路を選択していくことから、地域課題や現代的、将来的な課題に合わせて育成する人材像を明確にしていくことが求められる。

例えば、校是や校訓などをより具体化して育成する資質・能力を設定し、それを基に教育課程の改善・充実を図るといふ文化を高等学校の中に作っていくことが、カリキュラム・マネジメントにおいては必要となる。

- また、社会全体で人材を育てていく観点から、学校における学びのみならず、社会で学んだことを実践として取り入れていくことも重要である。高校生が、家庭・地域における多様な活動や企業等と連携した活動を通じて獲得した経験を蓄積し、また、学校における教育活動の中で生かしていくことで、より豊かな学びにつながり、「社会に開かれた教育課程」の実現に資することとなる。

(ア) 学び直しの充実

- 我が国の高校生の学力・学習状況については、特に学力中位層の学習時間の減少とともに、基礎学力の不足や学習意欲の面での課題が指摘されており、小・中学校での学習内容を十分に身に付けていない生徒も少なからず見られるなど、学び直しへのニーズは高い。
- 現行の学習指導要領においては、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として示しており、具体的な工夫としては、ア. 各教科・科目の学習の中で、学び直しの機会を設けること、イ. 必履修教科・科目について学習指導要領に定める標準単位数より増加して履修させること、ウ. 学校設定教科・科目として学び直しを行うことの三つを示している。

平成26年度における義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況としては、必履修教科・科目の「標準単位数を超えて増加して配当する」ことによる指導を実施している学校の割合が最も高い状況であった。

また、学校によっては義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを当該学校の特色として位置付けるなど、学び直しの充実が図られており、そうした学校においては、学校設定教科・科目として学び直しを中心とした科目を開設し、主に第1学年の生徒については、当該学校設定教科・科目を中心に履修させるような教育課程を編成している場合がある。

- このように、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導については、現行の学習指導要領に定める工夫やその組み合わせにより一層、個々の生徒の状況にあわせた対応が必要であり、これらの位置づけや具体的な取組例について周知を図り、各地域における取組の充実につなげていくことが望まれる。

(イ) 指導・評価の改善・充実

- 高等学校で学ぶ生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化が進む中にあることは、多様な活動の機会を通じて、それぞれの生徒に成長のきっかけを与えることが必要であり、日々の授業に限らない、多様な活動を通じて培われる幅広い資質・能力について多面的な評価を行っていくことが重要である。
- 学習評価に関しては、前述の2.(6)に示したとおり、小・中・高等学校を通じて、資質・能力の三つの柱に基づき学習評価の観点を示すことなどの改善を図ることとするが、観点別学習状況の評価に関して、知識量のみを問うペーパーテストの結果や、特定の活動の結果などのみに偏重した評価が行われているのではないかとの懸念も示されている。
- 高等学校における観点別評価の実施状況としては、「実施できている」と回答している学校(学科数)は約7～8割、観点別の学習状況について、指導要録に記録している学科は、普通科で1.3%、専門学科で0.8%、総合学科で2.1%などとなっている。
また、目標に準拠した評価の実施にあたっての課題としては、「評価技術の問題」、「教員の意識や学校の体制の問題」などがあげられるが、一人の教員が指導する生徒数が多いことなどもその背景として指摘されている。
- 学習評価の改善・充実に向けては、学校においては、指導の改善と評価の改善を一体として進めることにより、生徒の資質・能力を育成することが求められ、評価は実際に指導したことから現れた生徒の変容を的確に見取り、更なる指導の充実に生かしていくために行われるものであるという、「評価は何のために行うものか」ということを改めて確認する必要がある。
- また、目標に準拠した各教科等の観点別学習状況の評価を充実させるとともに、生徒の多様な資質・能力を適切に評価し指導の改善に生かしていくことが必要である。特に、高等学校において学ぶ生徒一人一人の進路に応じた多様な可能性を伸ばしていくという視点からは、各学校においては、多様な学習活動における学習の成果を的確に見取り、生徒一人一人に対応した指導の改善につなげていく取組が重要となる。こうしたことを踏まえ、評定や観点別学習状況の評価といった目標に準拠した評価だけではなく、生徒一人一人のよい点や可能性に着目する個人内評価についても充実を図る必要がある。
- また、大学入学者選抜改革の観点からは、高等学校教育を通じて養われた資質・能力に関する妥当性や信頼性のある多様な情報の提供が、学校側に求められることにも対応していく必要があるところである。
- 以上の課題等を踏まえて、各教科等の学習評価の在り方に関しては、前述の6. で述べたとおり、観点別評価の一層の充実を支援するため、多様な高等学校教育の特性を踏まえつつ、教科・科目ごとの観点設定の考え方や評価の方法等について参考となる資料を作成することや、観点別の記載欄を設けた指導要録の様式例を示すこととする。

また、例えば、後述する総合的な探究の時間（仮称）や理数探究（仮称）など、探究の過程を重視した学習について、その学習過程を含めた評価を行うなど、多様な学習活動に対応した評価の在り方等の研究、開発していくことが必要である。

- 義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起に向けて、高等学校における生徒の基礎学力の定着度合いを把握・提示できる仕組みとして「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の検討が進められている。

この「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の基本的な目的は、生徒の基礎学力の習得と学習意欲の向上を図ることにあり、具体的な運用においては、学校が、客観的でより広い視点から自校の生徒の基礎学力の定着度合いを把握し、指導を工夫・充実することや、設置者等が基礎学力定着に向けた施策の企画・立案や教員配置、予算等を通じた学校支援の実施に取り組むことが重要になる。

この他にも、都道府県独自に調査を実施したり、校長会等において検定試験を行ったりしている。各学校及び教育委員会等の設置者は、こうした調査等の結果を活用して、授業の改善をはじめ、教育課程の改善を図るサイクルが構築されるよう、具体的な活用事例の提示を含めて検討を進めていくことが必要である。

- また、一人一人の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の大学や専門学校などの高等教育機関での学修や社会での活動等へと接続させていく上で、高校生自らが将来のために何に取り組んでいくべきかを考え、その取組を自覚的に振り返ることを通して、主体的に学びに向かい、自発的なキャリア形成を促していくことが重要である。

そのため、高等学校教育において、生徒自らが設定した将来の目標に向かい、どのような学びを重ねてきたのか、そこから何を学んだのかについて、高等学校入学から卒業までを通して、自覚的に振り返ることや、それを踏まえて教員が生徒の学習状況等を把握し、目標達成に向けた助言を行ったり、進路指導を行ったりすることを促す取組を推進する。

- 具体的には、前述の○で述べたとおり、「キャリアパスポート（仮称）」などを活用して、生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることができるようにすることが重要である。

これにより、生徒の学習のプロセスを評価の対象として見取ることを重視するとともに、その評価を踏まえて、教員と生徒が対話を通じて目標を修正するなど、評価をフィードバックして改善に生かしていくことが期待される。また、生徒が、自分の学びに対して見通しを持つことにもつながることが期待される。

こうした評価については、学校全体で教員が共有することにより、一人の生徒を多面的に見てその生徒の個性を伸ばす指導へとつなげていくことが重要である。

なお、すでに複数の教育委員会において、高校生を対象とした「キャリアノート」などを生徒自らが作り上げていく取組が行われており、こうした地域の成果も参考としな

がら、学校として育成しようとする資質・能力を反映するなど、学校や地域の特色を反映できるものにする、生徒が受動的に作成するだけにならないよう、作成する過程で自らを振り返ることにつながるものにするなどについて、留意する必要がある。

- 以上のように、生徒の多様な学習活動を多面的に評価することが求められていることを踏まえ、教員の評価能力の向上を図っていくことが重要であり、教員の養成・研修の充実が必要である。また、評価業務が教員の中核的業務であることを踏まえつつ、指導要録や調査書の電子化などの業務改善に資する取組や教員配置等の改善が求められる。

(ウ) カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- スーパーサイエンスハイスクールや、スーパーグローバルハイスクール、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールにおける先進的な教育課程の研究成果や、論理的思考力や表現力、探究心等を備えた人間育成を目指す国際バカロレアのカリキュラム等を踏まえながら、各高等学校が特色ある教育活動を実施していく観点から、教科等における学びと教科横断的な学びを教育課程の中でより一層効果的に関連付けていくことも求められる。

(iii) 卒業に必要な単位数や教科・科目の構成等

(ア) 卒業に必要な単位数

- 現行の学習指導要領等においては、各学校における教育課程の状況等を踏まえ、卒業に必要な単位数は74単位としつつ、「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、普通教育として、すべての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要なとされる知識・技能を習得させ、それを活用する能力を伸ばし、調和のとれた人間の育成を目指すとの観点から、必履修教科・科目を設定しており、全学科共通で必履修及び選択必履修の教科・科目等の単位数は最低で38単位となっている。
- 生徒に卒業までに修得させる単位数については、多くの定時制課程や通信制課程において、卒業までに修得させる単位数を74単位としている現状を踏まえ、国として定める卒業までに修得させる単位数は、引き続き74単位以上とする。

(イ) 必履修教科・科目

- 学習指導要領に定める高等学校の必履修教科・科目は、「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したものであり、引き続き、必履修教科・科目を設定することが適当である。現在の必履修とすべき教科の範囲は、いずれもすべての生徒に社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるためのものであり、現行の教科を基本とすることが適当である。
- また、標準単位数の設定については、すべての生徒に社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす観点を踏まえる必要があることから、各必履修教科における必履修科目の単位数に

ついて、現行の単位数を原則として増加させないこととし、選択必修となっている教科についても最少の単位数については、原則として増加させないこととする。

(ウ) 選択科目

- 必修科目に関する見直しと併せて、選択科目や専門教科・科目について改善・充実を図ることとし、標準単位数については、①各教科の必修科目との関係や履修順序、②生徒の進路に応じた選択を可能にするとともに過大にならないようにすること、③現行の各教科における科目の履修状況等を考慮して定めることとする。

(エ) 教科・科目の構成

- 高等学校において18歳まで育成すべき資質・能力を踏まえつつ、共通教科における教科・科目の構成に関して、以下のような改善を行う。
- 国語科においては、教材の読み取りが指導の中心になることが多いなどの課題を踏まえ、国語による主体的な表現等が重視された授業が十分行われるようにするとともに、古典の学習について、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点を重視した科目構成とする。
- 地理歴史科、公民科においては、国家及び社会の形成者として必要な知識や思考力等を基盤として選択・判断等を行い、国家及び社会の課題を解決していくために必要な力や、自国の動向とグローバルな動向を横断的・相互的に捉えて現代的な諸課題を歴史的に考察する力、持続可能な社会づくりの視点から地球規模の諸課題や地域課題を解決していく力を、すべての高校生に共通に育ていくという観点を重視した科目構成とする。
- 理数教育に関しては、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の着実な育成を図るために探究的な学習を充実させる観点から、スーパーサイエンスハイスクールにおける取組の成果を踏まえつつ、数学・理科にわたる探究的科目として「理数探究基礎（仮称）」、「理数探究（仮称）」を新たに設けることとし、共通教科として理数科を位置付ける。これらの科目においては、生徒が探究の過程全体を自ら遂行できるようになることを目指し、その基礎を学ぶ段階と、それを活用しつつ実際に探究を進める段階で構成する。

なお、これに伴い、数学科及び理科において、探究する学習を重視して開設された数学活用及び理科課題研究を見直すなど、科目構成を改める。

また、新たに設ける理数探究（仮称）については、各教科等の特質に応じた見方・考え方を総合的に活用するとともに、大学における学問分野につながっていくことを前提に、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら見方・考え方を組み合わせて統合させ、活用しながら、自ら問いを見出し探究することのできる力を育成するものであることから、「理数探究基礎（仮称）」及び「理数探究（仮称）」の履修により、総合的な探究の時間（仮称）の一部又は全部に替えることができ

ることとする。

- 外国語科については、一部改善が見られるものの、依然として各領域すべてに課題がある状況である。特に、「話すこと」及び「書くこと」における発信力の課題が大きい。こうした課題に対応するとともに、中学校からの学びを高等学校に円滑につなげ、生徒の多様化に対応できるようにするための科目構成とする。
- 共通教科の家庭科については、現行の学習指導要領における科目の履修状況を踏まえて科目構成を見直す。
- 共通教科の情報科については、問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報技術を適切かつ効果的に活用する力をすべての生徒に育むための科目構成とする。
- 総合的な学習の時間においては、各教科等の特質に応じた見方・考え方を総合的・統合的に活用することに加え、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら見方・考え方を組み合わせ統合させ、活用しながら、自ら問いを見出し探究することのできる力を育成する。そのため、名称について「総合的な探究の時間（仮称）」に改める。
- 他の教科については、これまでの成果を踏まえ、現行の必履修科目の枠組みを維持した上で、その内容の改善を図る必要がある。

(オ) 専門学科及び総合学科について

- 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語の専門学科においては、我が国の産業経済の発展を担う人材を育成するため、又はその他の特定の分野における専門的な人材を育成するため、一定の専門性を確保する観点から、専門教科・科目を25単位以上履修させることとしている。

専門学科については、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばすために、学校の実態に応じて、様々な履修が考えられるため、引き続き

- ・すべての生徒に履修させる専門教科・科目の単数は、25単位を下らない
- ・必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合に、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる
- ・職業教育を主とする専門学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」と総合的な学習の時間について、同様の成果が期待できる場合には、相互の一部又は全部に替えることができる

こととする。

- 総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し学ぶことを特色とし、

将来の職業選択など自己の進路への自覚を深める学習が重視するものであり、学校設定科目「産業社会と人間」を履修することとされている。学校教育目標や育成すべき資質・能力を明確にしつつ、選択の幅が生徒の選択に応じた資質・能力の確実な育成につながるカリキュラムづくりが求められる。

「産業社会と人間」については、「社会に開かれた教育課程」の理念や、キャリア教育の充実の方向性を踏まえつつ、公民科において「公共（仮称）」が設置されることや、特別活動においてキャリア教育の視点からの改善・充実が図られることなどとの整理し、内容の充実を図っていくことが必要である。

(カ) 定時制課程及び通信制課程について

- 定時制課程及び通信制課程は、高等学校生徒の多様化が進む中であって、多様な学習スタイルを可能としており、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学習ニーズへの受皿としての役割を果たしている。このため、高等学校の教育課程の基本的な枠組みを踏まえつつ、必要な弾力的な扱いを維持することが適当である。

なお、学習時間や時期、方法など自分のペースで学べることから、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されるようになっている。また、外国籍の生徒や発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応なども重要な課題となっている。

このような中で、多様な生徒が入学している実態にきめ細かに対応するため、義務教育段階からの学び直しを支える体制の強化に加え、日々の生活指導や教育相談、従来を見通した進路指導をサポートする体制など学習面だけでなく、学校の内外を問わず、様々な形で生徒や学校等への支援を充実していく必要がある。

⑤特別支援学校

(i) 現状・課題と改善の方向性

- 近年、特別支援学校全体に在籍する幼児児童生徒数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。

また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。
- 各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態を分析・検討した上で、それぞれの学校における教育課題を正しくとらえ、重視する点や留意する点を明らかにして学校の教育目標を設定する必要がある。
- その上で、教育要領に示された各領域のねらい、学習指導要領に示された各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標やねらい、指導内容の選択や配列等を通して、各学校の教育目標を達成できるよう、教育課程を編成することが必要である。
- 教育課程の実施に当たっては、すべての幼児児童生徒に個別の教育支援計画を作成し、家庭や地域、医療や福祉等の関係機関等と連携した組織的、継続的な支援を行うとともに、各教科等にわたる個別の指導計画を作成し、それに基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める必要がある。
- 次期学習指導要領においては、①教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に視点を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の考え方、②育成すべき資質・能力についての基本的な考え方、③課題の発見や解決に向けた主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導方法の充実、④カリキュラム・マネジメントなど、初等中等教育全体の改善・充実の方向性は、特別支援学校においても重視することが必要である。

(ii) 具体的な改善事項

(ア) 視覚障害者等である児童生徒に対する教育課程

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校においては、小学校等の各教科等の改訂内容を十分に踏まえ、その着実な実施が求められる。
- 今回の改訂では、小学校の中学年に外国語活動、高学年に外国語科が導入されることに伴い、小学部においては、授業時間数の確保など、教育課程編成の工夫が必要となることから、基本的な考え方を示すことが必要である。

(イ) 知的障害者である児童生徒に対する教育課程

- 小学校等の学習指導要領等の改訂において、各学校段階のすべての教科等において育成すべき資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容が整理されたことを踏まえ、知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について小学校等の各教科の目標や内容の連続性・関連性を整理することが必要である。
- 各部の各段階において育成すべき資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう、各段階共通に示している目標を、段階ごとに示すことが必要である。
- 各部間での円滑な接続を図るため、小学部、中学部及び高等部の各部の内容のつながりを整理し、小学部と中学部、中学部と高等部間で系統性のある内容を設定することが必要であり、特に、現行では一段階のみで示されている中学部については、新たに第二段階を設けることが適当である。
- 小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動を加えることができるようにすることが適当である。
- 各教科については、小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実を図ることが必要である。
- 障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に各教科における段階の目標を達成しているなど、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようにすることが適当である。
- 教科別や領域別に指導を行う場合の基本的な考え方を十分に理解した上で、各教科等を合わせた指導が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫することが重要である。
- 児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

(ウ) 自立活動

- 自己の理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、得意不得意等に係る意思を表明する力を育み、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえて自立活動の内容を改善・充実することが必要である。
- 実態把握から指導目標・内容の設定までの各プロセスをつなぐポイントを分かりやすく記述することが必要である。その際、指導目標・内容を設定する際の各教科等と自立

活動における手順の違いや両者の関連を分かりやすく示す必要がある。

- 自立活動における多様な評価方法について分かりやすく記述することが必要である。その際、児童生徒自らが、自立活動を通して、学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価する方法を工夫することなども重要である。

(エ) 重複障害者等に対する教育課程の取扱い等

- 学習指導要領及び解説において、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する際の基本的な考え方を更に分かりやすく示すことが必要である。
 - ・ 各教科等の目標・内容を、取り扱わなかったり、前各学年の目標・内容に替えたりした場合について、取り扱わなかった内容を学年進行後にどう履修するかなど、教科等の内容の連続性の視点を大切にされた指導計画を作成するための基本的な考え方を更に整理して示す。その際、現行の学習指導要領で障害種別に示している「指導内容を適切に精選」すること等の規定も十分考慮する。
 - ・ 他の障害と知的障害を併せ有する者に対して、小・中学校等の各教科の目標・内容を知的障害のある児童生徒のための目標・内容に替える場合について、教科の内容の連続性の視点から、基本的な考え方を整理して示す。
 - ・ 重複障害者に対して、各教科等の目標・内容に替えて自立活動を主とした指導を行う場合について、心身の調和的発達を促す視点から、基本的な考え方を整理して示す。

(オ) 指導方法の改善・充実

- 小学校等におけるアクティブ・ラーニングの視点からの学習過程の質的改善の方向性は、特別支援学校においても同様であり、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を育むために、教員が習得・活用・探究といった学習過程全体を通して、幼児児童生徒が主体的・対話的で深い学びができてきているのかといった幼児児童生徒の変容等を踏まえて指導方法を見直し、改善していくことが必要である。
- アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法の見直しについては、幼児児童生徒が思考し、判断し、表現していく学習過程が重要となるが、障害のために思考し、判断し、表現することへの困難さのある幼児児童生徒についても、障害の状態等に留意して、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、これらの困難さに対応しながら、学習過程の質的改善を行うことが求められる。
- 視覚障害者等である幼児児童生徒に対する、各教科等の指導計画の作成と内容の取扱いについては、求められる資質・能力を育成する視点を一層重視しつつ、医療の進展や支援機器等の開発が進むであろうことも考慮し、幼児児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえた指導上の留意事項を示すことが必要である。
- 重複障害者等に対する指導については、(エ) で前述した教育課程の取扱いのほか、

例えば、自閉症と他の障害が重複する幼児児童生徒や、視覚と聴覚の障害が重複する幼児児童生徒に対する指導方法について、基本的な考え方や留意点等を具体的に示すことが必要である。

- 障害の状態等に応じた効果的な学習指導やコミュニケーションの手段として、コンピュータ等のICT等を一層活用することが有効である。

(カ) カリキュラム・マネジメントの考え方

- 「社会に開かれた教育課程」の観点から、幼児児童生徒が卒業後に社会で生活する姿を描き、それぞれの学校において、各部段階でどのような幼児児童生徒を育てようとするのか、そのためにはどのような教育を行うことが適当か等の基本的な考え方を明確にした上で教育課程編成に必要な考え方を解説することが必要である。

(キ) キャリア教育の充実

- 幼稚部、小学部の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点を示すことが必要である。
- 障害の程度が重度の幼児児童生徒のキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示すことが必要である。
- 特別支援学校高等部の卒業生の一般企業等への就労が年々増加している状況を踏まえ、障害のある生徒が自立し社会参加を図るために、幼稚部段階から高等部卒業までを見据えた一貫性のある指導の下、幼児児童生徒一人一人のキャリア発達を確実に促すことのできる教育を一層充実させていくことが必要である。

(ク) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等の養成カリキュラム等の改善

- 高等部における専門教科、専攻科における教育については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等のカリキュラム等の改善に関する検討がなされている動向を踏まえ、教育内容等の改善・充実を図る必要がある。

(iii) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との連続性

- 幼児児童生徒の学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやすく示すことが必要である。
- 小・中学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小・中学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、幼児児童生徒の障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用に

ついでの方や留意点を示すことが必要である。

- 今回の学習指導要領の改訂において、小・中学部を中心とした知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。

(iv) 特別支援教育の改善・充実を支える方策

(ア) 教員の専門性向上

- 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（平成27年12月）を踏まえ、以下に示すように、教員の養成、採用、研修の各段階において特別支援教育に関する内容を充実することが必要である。

(大学の教職課程における教員養成)

- ・発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する理論及びその指導法について、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状取得のための教職課程において独立した科目として位置付ける。

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等教員)

- ・すべての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修が必要である。
- ・小・中学校等の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の所持率について、現状の2倍程度を目標として、取得を促進することが期待される。

(特別支援学校教員)

- ・障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小・中学校等との効果的な連携手法等に関する知識を身に付けるための、専門的な研修の充実が期待される。
- ・教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむねすべての特別支援学校の教員が特別支援学校教諭免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行う必要がある。

(イ) 学校の指導體制

- 特別支援教育コーディネーターについては、障害の多様化や重度・重複化への対応、地域における他の学校、関係機関との効果的な連携が求められてきており、特別支援教育コーディネーターの役割を分かりやすく整理し示すとともに、その専門性を高めるための研修等の充実等を図ることが求められる。

- 特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教員など、各学校において特別支援教育に対応するための教員定数等の改善が求められる。
- 特に、特別支援教育コーディネーターは、各学校において、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担うなど、特別支援教育推進に向けた多岐にわたる校務の中核を担っている。
- また、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、校内における取組だけでなく、例えば、小・中学校等に在籍する児童生徒に対する巡回による指導を行ったり、特別支援学校の教員の専門性を活用しながら教育相談を行ったりするなど、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中で、コーディネーターとしての機能を発揮していくことが求められる。
- このような特別支援教育コーディネーターの役割の重要性を踏まえ、各学校に計画的に育成・配置されていくことが必要である。

(ウ) 家庭や地域、関係機関等との一層の連携

- 教育課程の編成に当たっては「社会に開かれた教育課程」の観点から、各教科等や自立活動の指導等の場面でも、家庭や地域、専門家や支援団体等の関係機関等との連携・協力が求められる。
- 障害のある幼児児童生徒への指導や支援に当たり、医療や福祉等の関係機関との連携は不可欠であり、これらを担当する行政機関等との連携・協力が一層求められる。

(エ) 高等学校入学者選抜や大学入学者選抜、企業等の雇用における取組の充実

- 障害者差別解消法の趣旨を十分に踏まえ、すべての学校を障害のある生徒が受験する可能性があることを前提として、障害のある生徒への適切な対応が求められる。また、高等学校入学者選抜や大学入学者選抜における調査書の様式等の改善も求められる。
- 障害のある生徒の卒業後の継続的な就労等に向けて、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者雇用の改善が図られることが求められる。

(オ) 教科用図書、教材、支援機器等の充実

- 視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童生徒のための文部科学省著作教科書を作成するとともに、教科書会社により拡大教科書の作成が期待される。
- 障害のある幼児児童生徒の特性等に応じて、支援機器等教材の積極的な活用を促進する。

(カ) 全国的な実施状況の把握

- 新しい学習指導要領の着実な実施を図るため、文部科学省、国立特別支援教育総合研究所、都道府県等教育センター、特別支援教育に関する研究団体等が連携し、特別支援

教育に係る教育課程の編成・実施についての実態把握、教育課程の改善・充実のための研究開発等に取り組み、各学校での教育課程編成や学習指導の改善・充実に支援していくことが重要である。

- さらに、将来の学習指導要領の改訂に資するよう、今回の改訂に基づく教育課程の編成・実施について、全国的な状況を経年で把握・分析していくことが重要である。

⑥学校段階間の接続

(i) 幼児教育と小学校教育の接続

- 低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期である。幼児教育部会において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化されたところであり、小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫⁶⁰も行いながら、幼児期に総合的に生まれた「見方や考え方」や資質・能力を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。その際、小学校低学年のスタートカリキュラムを中心とした学習と中学年以降の学習の接続という観点からのカリキュラム・マネジメントの視点も重要である。

(ii) 小学校教育と中学校教育の接続

- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。
- 具体的な取組の工夫として、例えば、
 - ① 学校評議員会や学校地域支援本部事業等の合同開催などの機会を通して、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図る。
 - ② 校長・教頭等の管理職が集まる機会を用いて、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針を共有し必要に応じて改善を図る。
 - ③ 教職員による合同研修会を開催し、当該中学校区で9年間を通じて育成を目指す資質・能力との関係から、各教科等、各学年の指導の在り方を考えるなど、学習指導の改善を図る。
 - ④ 同一中学校区内の小・中学校のPTA代表が集まる場や、各小・中学校のPTA総会の場等において、同一中学校区内の小・中学校の取組を共有や、保護者間の連携・交流を深める。ことなどが考えられる。
- また、小学校高学年に関して、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の充実を図ることが必要である。さらに、小学校高学年の発達の段階における課題に対応した教育内容と指導体制を確立し、小学校教育と中学校教育を円滑に

⁶⁰ 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年11月）より

接続させ、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成することができる⁶¹義務教育学校制度が創設された。義務教育学校制度に関する教育課程については、その利点を生かすため特例措置が設けられており、各学校において引き続き特色ある教育活動を展開することが求められる。

(iii) 中学校教育と高等学校教育の接続

- 各学校段階において育成すべき資質・能力の実現を図るため、学習指導要領において「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、各学校段階で育成すべき資質・能力の全体像を示すことが必要である。

義務教育を行う最後の教育機関としての役割を担う中学校には、小学校6年間の学びを中学校での学びにつなげ、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を一層重視して学校段階間の接続に努めることが求められる。

- 中学校、高等学校の接続については、中学校において義務教育段階で育成すべき資質・能力を確実に育むとともに、高等学校においては、必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成して義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るなど、生徒の学習課題に応じた学習の基盤づくりを行い、高等学校段階の学びの共通性の確保を確かなものにしていくことが求められる。

また、高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒には、自身の在り方生き方を考えて適切に選択・判断する力を求めるものである。中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

- 知識の理解の質を高めるという学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜、大学入試者選抜の質的改善を図ることが求められる。
- なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点からは、中等教育の多様化を一層推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、中高一貫教育制度が設けられている。中高一貫教育制度に関する教育課程については、その利点を生かすため特例措置が設けられており、各学校において引き続き特色ある教育活動が展開できるよう、この特

⁶¹ 義務教育学校及び併設型の小中一貫教育校においては、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成することができるよう、小学校に相当する前期課程と中学校に相当する後期課程において、学習指導要領に定める指導内容の一部について、相互に関連するものを入れ替えて指導したり、移行して指導したりすることなどができる。

例措置については今後とも維持する。

(iv) 高大接続

- 高等学校教育に対しては、大学入学者選抜の在り方が極めて大きな影響を与える。この高大接続の課題については、平成26年に中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」が示され、その提言内容を具体化するため高大接続システム会議が設置され、平成28年3月には「最終報告」が取りまとめられている。
- 高等学校における教科・科目等の在り方を含む教育内容の見直しや、アクティブ・ラーニングの視点による学習・指導方法の不断の改善、多面的な評価など学習評価の改善充実といった高等学校教育の改革は、大学教育及び大学入学者選抜の一体的な改革が不可欠であり、引き続き調整を図りながら検討を進めていくことが必要である。

(v) 職業との接続

- 高等学校においては、卒業後に就職を希望する生徒に対して、そのニーズに応えることができるよう、必要な資質・能力の育成につながる教育課程の改善・充実を図るとともに、企業等とも連携しつつ、より実践的な教育活動が展開できるように体制整備等を進める必要がある。
- 特に、職業教育を主とする専門学科においては、地域の企業やその団体等との間で緊密な関係が構築されており、教育活動や就業に向けた指導においても連携が図られている。引き続き、こうした関係を維持、発展させていくことが必要である。